

だい き 第1期 えさしちょうしょう 江差町 障がい ふくし 福祉プラン

れいわ ねんど 令和6年度 ～ れいわ ねんど 令和11年度
(2024年度 ねんど ～ 2029年度 ねんど)

えさしちょう
江差町

【 目次 】

だい しょう けいかく がいよう 第 1 章 計画の概要

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1. けいかくさくてい しゅし
計画策定の趣旨 | P 1 |
| 2. きほんりねん
基本理念 | P 2 |
| 3. けいかく い ち
計画の位置づけ | P 2 |
| 4. けいかく めいしょう
計画の名称 | P 3 |
| 5. けいかく きかん
計画の期間 | P 4 |
| 6. たいしょう しょう しゃ はんい
対象とする障がい者の範囲 | P 5 |

だい しょう しょう しゃ と ま じょうきょう 第 2 章 障がい者を取り巻く状況

- | | |
|--|------|
| 1. じんこう すいい
人口の推移 | P 6 |
| 2. しょう しゃ じょうきょう
障がい者の状況 | P 7 |
| 3. ほ そう ぐ にちじょうせいかつようぐ じりつしえんいりようとう りようじょうきょう
補装具・日常生活用具・自立支援医療等の利用状況 | P 16 |

だい しょう けいかく すいしん 第 3 章 計画の推進に向けて

- | | |
|--|------|
| 1. けいかくすいしん ぐたいてき とりくみ
計画推進のための具体的な取組 | P 19 |
| 2. けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制 | P 24 |
| 3. しさく たいけい
施策の体系 | P 25 |
| 4. けいかく しんこうかんり ひょうか
計画の進行管理と評価 | P 29 |

だい しょう せいかもくひょうせってい 第4章 成果目標設定

1. ふくしせつにゆうしょ ちいきせいかつ いこう
福祉施設入所から地域生活への移行 P30
2. せいしんしょう たいおう ちいきせいかつ こうちく
精神障がいにも対応した「地域生活ケアシステム」の構築 P31
3. ちいきせいかつしえん じゅうじつ
地域生活支援の充実 P32
4. ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうとう
福祉施設から一般就労への移行等 P33
5. しょう じしえん ていきょうたいせい せいびとう
障がい児支援の提供体制の整備等 P34
6. そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう
相談支援体制の充実・強化等 P35
7. しょうがいふくし とう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 P36

だい しょう とう みこみりょう かくほ かか ほうさく 第5章 サービス等の見込量とその確保に係る方策

1. しょう ふうし じりつしえんきゅうふ
障がい福祉サービス（自立支援給付） P37
2. じりつしえんいりょうとう
自立支援医療等 P45
3. ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業 P46
4. しょう しゃしえん た
障がい者支援（その他） P51
5. しょう じしえん
障がい児支援 P52
6. しょう じしえん た
障がい児支援（その他） P55

しりょうへん 資料編

- えさしちょうしょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかいせつちようこう
・江差町 障がい者地域自立支援協議会設置要綱
- ・パブリックコメント
- ようご かいせつ
・用語の解説

※ この計画では、障がいのある人の基本的な人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

江差町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「江差町第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」（計画期間：令和3～令和5年度（2021～2023年度））を策定し、障がい福祉制度の円滑な実施に努め、誰もが安心して暮らせる町づくりを進めてきました。

これまで、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても「障害及び社会障壁により継続的な日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

また、令和4年（2022年）6月には「こども基本法」が成立し、令和5年（2023年）4月からこども家庭庁の創設と同時に施行されました。こども基本法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが自分らしく幸せに成長し暮らしていけるよう、こども施策を社会全体で取り組むために制定されました。さらに「児童福祉法」も令和4年（2022年）6月に一部改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充と、障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化について定められました。

これらの背景を踏まえ、令和5年度末をもって現行の計画が終了となることから、江差町の次期計画を策定することとします。北海道ではこのたび、「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計画」を統合し一体的に策定することとしたため、江差町も北海道の計画と同様に、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定することとしました。

*基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
（平成29年厚生労働省告示第116号）

2. 基本理念

これまでの障がい福祉計画は、「自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に」、障がい児福祉計画では「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する」を、基本理念として策定してきました。この度、両計画を統合するとともに、障がい者計画をも体系づけ、一体的計画として再策定を行うこととし、基本理念に「障がいのある人が自らの決定に基づき、安心して地域で暮らせる共生社会の実現」を掲げました。

ここで言う「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含めた精神障がいや難病など支援を必要とする全てのひとと位置づけ、それらの人が自ら意思決定出来る環境を整えるとともに、決定された意思が尊重され、虐待や差別等がなく安心して共に生活を送ることが出来る社会の実現を目指すという思いで、基本理念は作られています。

以下に、基本理念実現のための具体的取り組みを整理することで、計画を策定していきます。

江差町の基本理念

第1期江差町障がい福祉プラン

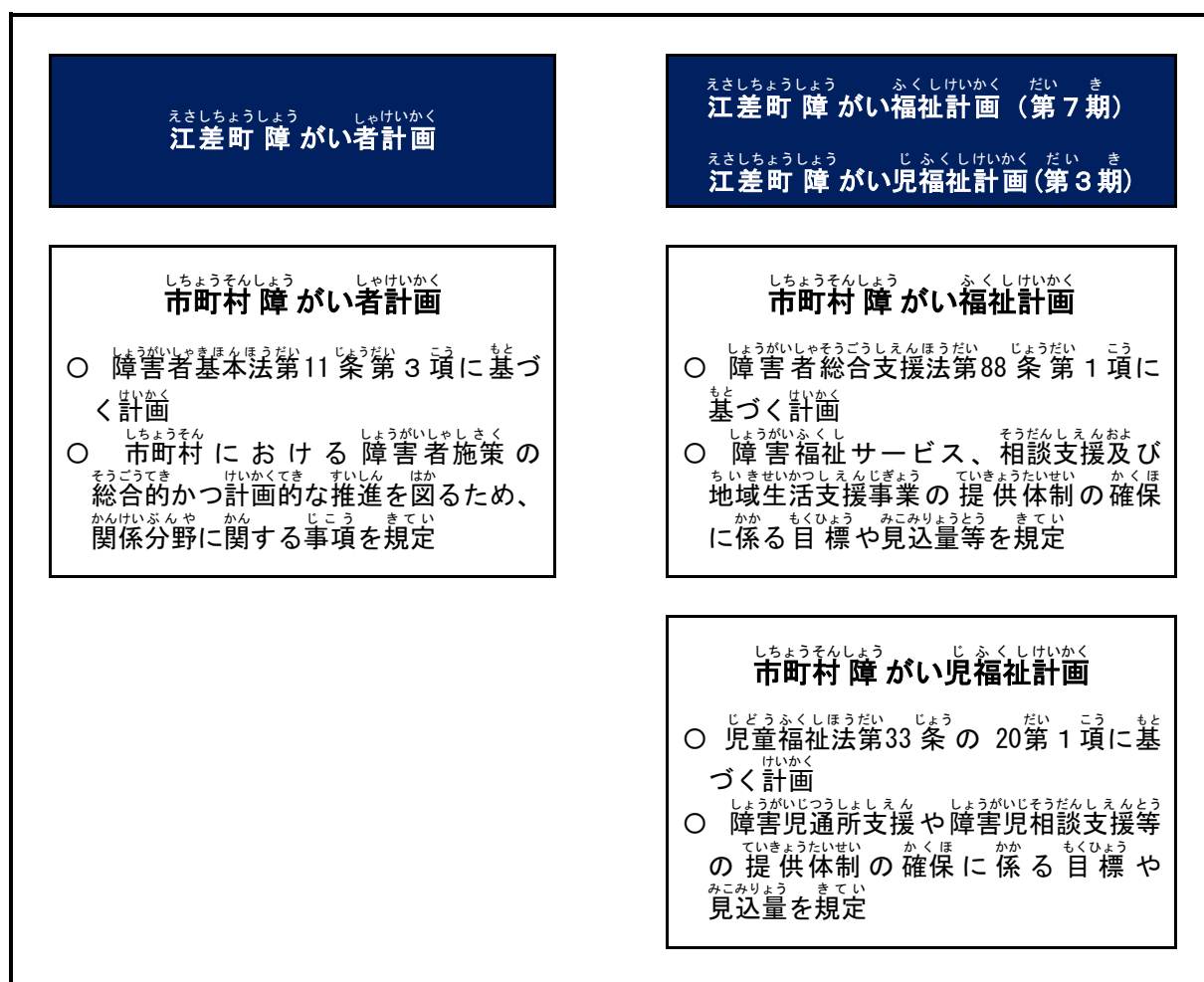
障がいのある人が自らの決定に基づき、

安心して地域で暮らせる共生社会の実現

3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、本町における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

第1期 江差町障がい福祉プラン



4. 計画の名称

北海道が策定する次期計画は、複数の計画を一体的に推進するとの位置づけから、「第1期北海道障がい福祉プラン」の名称で取りまとめが行われております。江差町においても、北海道と同様の考え方で取り組みを推進していくため、「第1期江差町障がい福祉プラン」の名称で策定を行います。ただし、計画期間中に法令の見直し等、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改訂等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

5. 計画の期間

計画の期間が、従来3年間とされていたところ、国が示す「基本指針」により、都道府県や市町村が地域の実情に応じ、柔軟に期間を設定しても良いとされました。これを受け北海道が6年間の計画として策定を進めていることから、江差町でも6年間の計画として取り組みを進めます。期間は令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）となりますが、令和8年度（2026年度）には、目標の達成状況や障がい施策の動向等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
だい じ 第5次総合計画 そうごうけいかく		だい じ 第6次 総合計画 そうごうけいかく									
だい き 第4期 地域福祉計画 ちいきふくしけいかく		だい き 第5期 地域福祉計画 ちいきふくしけいかく						だい き 第6期 地域福祉計画 ちいきふくしけいかく			
だい き 第7期 こうれいしゃふくしけいかく 高齢者福祉計画 かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画		だい き 第8期 こうれいしゃふくしけいかく 高齢者福祉計画 かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画		だい き 第9期 こうれいしゃふくしけいかく 高齢者福祉計画 かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画			だい き 第10期 こうれいしゃふくしけいかく 高齢者福祉計画 かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画				
だい き 第5期 しょう 障がい者福祉計画 しゃふくしけいかく		だい き 第6期 しょう 障がい者福祉計画 しゃふくしけいかく		だい き しょう 第1期 障がい福祉プラン ふくし							
だい き 第1期 しょう 障がい児福祉計画 じふくしけいかく		だい き 第2期 しょう 障がい児福祉計画 じふくしけいかく									
(しょう 障がい者計画) しゃけいかく											
だい き 第1期 子ども・子育て 支援事業計画 しえんじぎょうけいかく		だい き 第2期 子ども・子育て支援事業計画 こそだ しえんじぎょうけいかく				だい き 第3期 子ども・子育て支援事業計画 こそだ しえんじぎょうけいかく					
		だい き 第1期 子どもの未来応援計画 みらいおうえんけいかく ひんごんたいさくすいしんけいかく (貧困対策推進計画)				だい き 第2期 子どもの未来応援計画 みらいおうえんけいかく ひんごんたいさくすいしんけいかく (貧困対策推進計画)					
きょういくすいしんけいかく 教育推進計画		きょういくすいしんけいかく 教育推進計画					きょういくすいしんけいかく 教育推進計画				
けんこうぞうしんけいかく 健康増進計画						ちゅうかんひょうか (中間評価)		けんこうぞうしんけいかく 健康増進計画			
じきつたいさくけいかく 自殺対策計画						ちゅうかんひょうか (中間評価)		じきつたいさくけいかく 自殺対策計画			
平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)

6. 対象とする障がい者の範囲

障がい者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人としています。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口の推移

江差町の人口は年々減少しており、令和4年度（2022年度）末現在で6,874人となっており、平成30年度（2018年度）末の人口と比較すると690人の減少です。

年齢3区分別の人口比率でみると、0～14歳の年少人口が474人、15歳～64歳の生産年齢人口が3,631人で平成30年度（2018年度）からみると、年少人口の構成比は1.7ポイント減少、生産人口でも1.2ポイント減少しています。一方で65歳以上の高齢者は2,769人で、3.1ポイント増加しており、前回計画策定時より少子高齢化が確実に進行している状況を表しています。

また、1世帯あたりの人員は1.67人となっており、少子高齢化で独居の高齢者が増えていることが見てとれます。

【年齢3区分別】

（単位：人）

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
そうじんこう 総人口	7,564	7,365	7,185	7,006	6,874
ねんしょうじんこう 年少人口 (0～14歳)	656	594	552	516	474
こうせいひ (構成比)	8.6%	8.0%	8.1%	7.4%	6.9%
せいさんねんれいじんこう 生産年齢人口 (15～64歳)	4,090	3,956	3,831	3,711	3,631
こうせいひ (構成比)	54.0%	53.7%	53.7%	53.0%	52.8%
こうれいしゃじんこう 高齢者人口	2,818	2,815	2,802	2,779	2,769
65～74歳	1,253	1,242	1,242	1,236	1,181
75歳以上	1,565	1,573	1,573	1,543	1,588
こうせいひ (構成比)	37.2%	38.2%	38.2%	39.7%	40.3%

【世帯の状況】

(単位：人、世帯)

	そうじんこう 総人口	せたいすう 世帯数	1 せたい あたり じんいん 1世帯あたり人員
へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	7,564	4,231	1.79
れいわがねんど 令和元年度 (2019年度)	7,365	4,216	1.75
れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	7,185	4,152	1.73
れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	7,006	4,110	1.70
れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	6,874	4,104	1.67

(資料：住民基本台帳)

2. 障がい者の状況

(1) 身体に障がいのある人

身体に障がいがある人(身体障害者手帳所持者)は、令和4年度末現在で545人となっており、平成30年度(2018年度)末と比較すると人数的にはほぼ変わっていませんが、町全体の人口が毎年100人以上減少していることを踏まえると、町の人口に占める障がいのある人の割合は増加傾向にあることがうかがえます。

障がい種別で大きく増加しているのは、「内部障がいのじん臓機能障がい」が9人で、人工透析治療をしています。次いで「内部障がいの心臓機能障がい」と「ぼうこう又は直腸機能障害」が5人ずつ増となっており、ペースメーカーや除細動器の植込みの他、癌に起因する病気によりストマ装具を装着されるケースが増えています。

大きく減っているのは、「肢体不自由・運動機能障害」が17人の減です。これは高齢による死亡や転出と比較し、新規の認定がほぼなかったためです。

等級別では最重度の1級が最も多く33.6%、4級が24.8%、3級が14.9%、2級が11.2%となっております。

【身体障害者手帳所持者数（障がい種別）】

（単位：人）

くぶん 区分		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがん ねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
視覚		33	37	34	36	34
聴覚・平衡機能		40	40	39	38	43
音声・言語・そしゃく機能		5	4	4	4	4
肢体不自由・運動機能		321	321	311	304	304
内部	心臓	94	90	88	89	95
	じん臓	28	25	28	33	34
	呼吸器	4	5	5	3	6
	ぼうこう又は直腸	19	18	20	21	23
	小腸	0	0	1	1	1
	免疫	0	0	0	0	0
	肝臓	1	1	1	1	1
合計		545	541	531	530	545

（資料：北海道檜山振興局）

【身体障害者手帳所持者数（等級別）】

（単位：人）

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがん ねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
1級	183	179	172	180	183
2級	69	68	64	62	61
3級	79	79	75	77	81
4級	135	133	139	133	135
5級	48	49	48	45	49
6級	31	33	33	33	36
合計	545	541	531	530	545

（資料：北海道檜山振興局）

(2) 精神に障がいのある人

精神に障がいがある人の手帳は「精神障害者保健福祉手帳」の名称で交付されています。交付状況は令和4年度(2022年度)末で47人と、平成29年度(2017年度)と比べ大きな差はなく令和4年度(2022年度)の総人口の約0.7%に相当します。

年に1～2人の新規申請者がありますが、ほぼ同数の転出や死亡により所持者数に大きな変化はみられていません。

【精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況】

(単位：人)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
1級	6	5	5	6	6
2級	26	25	22	26	22
3級	11	12	10	15	19
ごうけい 合計	43	42	37	47	47

(資料：北海道江差保健所)

(3) 知的に障がいのある人

知的障がいのある人(療育手帳の所持者)は、令和4年度(2022年度)末で185人と平成30年度(2018年度)末とほぼ同数になっており、総人口に対し2.6%の割合になっています。

障がいの程度別では、A判定(重度)が77人、B判定(中・軽度)が108人となっています。手帳の新規申請者は年に1～2人ですが、転出や死亡により総数に大きな変化はみられていません。

【療育手帳所持者数(判定区分別)】

(単位：人)

くぶん 区分	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
A判定(重度)	85	84	87	87	77
18歳未満	2	1	1	2	2
18～65歳未満	58	55	58	54	52
65歳以上	25	28	28	31	23
B判定(中・軽度)	97	100	108	113	108
18歳未満	18	19	18	19	14
18～65歳未満	72	74	80	82	81
65歳以上	7	7	10	12	13
ごうけい 合計	182	184	195	200	185
18歳未満	20	20	19	21	16
18～65歳未満	130	129	138	136	133
65歳以上	32	35	38	43	36

(資料：北海道檜山振興局)

(4) 指定難病特定医療費受給者数の推移

指定難病特定医療費の助成は、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に規定されているものの他、北海道が指定する「特定疾患治療研究事業」に該当する疾病をお持ちの人が受けられ、江差町における指定難病特定医療費受給者数は、ここ数年90人前後で推移しています。

【指定難病特定医療費受給者数】

(単位：人)

疾病名称	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
筋萎縮性側索硬化症	1	1	2	1	0
脊髄性筋萎縮症	0	0	0	1	1
進行性核上性麻痺	1	1	2	2	2
パーキンソン病	14	14	12	11	16
大脳皮質基底核変性症	2	2	2	1	0
重症筋無力症	1	1	1	1	1
多発性硬化症/視神経脊髄炎	2	1	2	2	2
多系統萎縮症	3	3	3	2	2
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	3	4	3	3	3
もやもや病	3	2	2	2	2
神経線維腫症	1	1	1	1	1
高安動脈炎	0	0	0	0	1
顕微鏡的多発血管炎	1	1	1	1	1
多発血管炎性肉芽腫症	0	1	1	0	0
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	3	3	3	3
全身性エリテマトーデス	2	2	1	1	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	2	1	1	1	1
全身性強皮症	8	8	8	9	9
シェーグレン症候群	4	2	2	2	1
ベーチェット病	1	1	2	1	0
特発性拡張型心筋症	1	1	1	1	1
再生不良性貧血	1	0	0	0	0
特発性血小板減少性紫斑病	3	3	3	3	4

しつぺいめいしょう 疾病名称	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
I g A 腎 症	0	0	1	1	1
こうじゅうじんたいこつかしょう 後縦靱帯骨化症	4	3	3	4	2
とくはつせいだいたいこつとうえししょう 特発性大腿骨頭壊死症	1	0	0	0	0
かすいたいせい ぶんびつじょうしょう 下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	1	1
かすいたいぜんようきのうていかしょう 下垂体前葉機能低下症	2	2	2	2	2
かぞくせいこう けつしょう せつごうたい 家族性高コレステロール血症(肝接合体)	1	1	1	1	1
サルコイドーシス	3	3	3	3	3
とくはつせいかんしつせいはいえん 特発性間質性肺炎	0	0	0	0	2
もうまくしきそへんせいしょう 網膜色素変性症	1	1	1	1	1
げんばつせいたんじゅうせいたんかんえん 原発性胆汁性胆管炎	3	4	4	4	4
じこめんえきせいがんえん 自己免疫性肝炎	2	2	2	2	2
クローン びょう 病	6	6	9	10	8
かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎	7	6	5	5	5
こうさんきゅうせいしょうかかんしつかん 好酸球性消化管疾患	0	0	1	1	1
せきずいくどうしょう 脊髄空洞症	1	1	1	1	1
るいてんぼうそう こうてんせいひょうひずいぼうしょう ぶんく 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	0	0	0	0	1
いちじせい しょうこうぐん 一次性ネフローゼ症候群	0	1	1	1	1
きょうちよくせいせきついえん 強直性脊椎炎	1	1	1	1	1
リンパ管腫症／ゴーハム びょう 病	0	0	0	0	1
こうさんきゅうせいふくびくうえん 好酸球性副鼻腔炎	1	1	1	0	0
せんてんせいけつえきぎょうこいんししょうがい 先天性血液凝固因子障害	1	1	0	0	0
シェーグレン しょうこうぐん どう 症候群(道)	2	0	0	0	0
とつぱつせいなんちょう 突発性難聴	3	2	2	2	2
とくはつせいかんしつせいはいえん どう 特発性間質性肺炎(道)	1	1	0	0	0
ごうけい 合計	98	89	90	88	92

(資料：北海道江差保健所)

(5) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がい福祉サービス利用の際に必要なとされる基準で、標準的な支援度合いを総合的に示しているもので、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までに総数の大きな増減はみられておりません。

障害支援区分認定者の区分ごと分布は、最重度の区分6が37人である他、区分2が38人と多く、最軽度の区分1は、8人となっています。加齢により支援の必要度合いが増す一方、介護保険制度では通院送迎利用が出来ない人（要介護1未満）の新規申請により、比較的障がいの軽い区分2の認定者が多いことが分析されます。

【障害支援区分認定者数（年度別）】

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
なし	24	24	25	27	23
区分1	6	6	8	7	8
区分2	45	37	37	42	38
区分3	30	26	29	31	25
区分4	24	19	21	21	22
区分5	16	12	13	11	12
区分6	45	40	40	40	37
合計	190	164	173	179	165

（資料：町民福祉課）

【令和4年度（2022年度）障害支援区分認定者数（障がい種別）】

（単位：人）

種別	身体	知的	精神	難病	合計
なし	3	15	5	0	23
区分1	4	3	0	1	8
区分2	6	29	3	0	38
区分3	9	14	2	0	25
区分4	5	16	1	0	22
区分5	1	10	1	0	12
区分6	9	28	0	0	37
合計	37	115	12	1	165

（資料：町民福祉課）

(6) 障がいのある児童の状況

【通園・通学の状況】

① 保育所・幼稚園

令和4年度（2022年度）末現在における保育所・幼稚園に通う、障がいのある児童数は3人です。

【障がいのある児童数】

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
障がいのある児童数	0	0	1	2	3

（資料：健康推進課）

② 特別支援学級

教育の場において、特性等に応じた支援が必要と思われる児童・生徒を対象に、特別支援学級を設置しています。

【小学校】

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特別支援学級数	13	14	13	11	11
在学者数	23	24	20	15	14
高学年	11	7	7	3	6
中学年	6	6	6	10	7
低学年	7	7	7	2	1

（資料：江差町教育委員会）

【中学校】

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特別支援学級数	6	6	6	8	7
在学者数	6	8	13	17	13

（資料：江差町教育委員会）

③ 特別支援学校

令和4年度（2022年度）末現在における特別支援学校在学者数は、小学部0人、中学部1人、高等部10人です。

【特別支援学校】

（単位：人）

年度別		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
中学部	1年	0	0	1	0	0
	2年	1	0	0	1	0
	3年	1	1	0	0	1
高等部	1年	5	1	2	3	5
	2年	4	5	1	2	3
	3年	1	4	5	1	2

（資料：江差町教育委員会）

【巡回児童相談の実施状況】

障がいや発達に遅れが見られる児童、養育に不安（困難）を抱えている保護者等に対して、函館児童相談所職員の派遣を受け、面談や心理判定等を実施しています。

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
新規	4	0	4	2	4
継続	15	5	4	5	6
合計	19	5	8	7	10

（資料：健康推進課）

【特別児童扶養手当の支給状況】

20歳未満で精神又は身体に障がいや発達に遅れが見られる児童を家庭で養育している父母等に対して、北海道から支給されます。

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特別児童扶養手当受給者	4	0	4	2	4

（資料：町民福祉課）

【小児慢性特定疾病医療受給者数の推移】

平成26年（2014年）5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年（2015年）1月1日より児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病医療費助成制度」が施行されました。

この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（小児慢性特定疾病児童等）の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

令和3年（2021年）11月の追加により、対象疾病が788疾病（16疾患群）に拡大されています。

江差町における医療給付等の対象件数は、平成30年度（2018年度）から令和4年（2022年度）まで4人の増加がみられています。

【小児医療等給付（小児慢性特定疾患治療研究）】

（単位：件）

ねんどべつ 年度別	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	れいわがねんど 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)
かいようせいだいちょうえん 潰瘍性大腸炎	0	0	0	1	1
クローン病	1	1	1	1	1
けっせつせいこうかしょう 結節性硬化症	0	1	1	1	1
I g A 腎症	0	0	0	1	1
じょうみやくどうがたしんぼうちゅうかくけつそんしょう 静脈洞型心房中隔欠損症	1	1	1	1	1
レノックス・ガストー症候群	0	1	1	1	1
ぜんく まいぼうきゅうせい 前駆B細胞急性リンパ性白血病	1	1	1	1	1
ごうけい 合計	3	5	5	7	7

（資料：北海道江差保健所）

3. 補装具・日常生活用具・自立支援医療等の利用状況

(1) 補装具費の支給状況

補装具費の利用状況は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの平均は、19.6件となっています。支給内容は主に車椅子、補聴器、義肢、装具などがあり、修理のみで再度利用できるものは修理のみの支給になりますが、耐用年数を超えて利用出来ないものは再支給の対象になります。

【補装具費の支給状況】

（単位：件）

年度別		義肢	装具	車椅子	補聴器	その他	合計
平成30年度 (2018年度)	交付	4	1	4	2	5	16
	修理	1	0	8	1	0	10
	計	5	1	12	3	5	26
令和元年度 (2019年度)	交付	4	2	4	4	3	17
	修理	1	1	2	1	0	5
	計	5	3	6	5	3	22
令和2年度 (2020年度)	交付	1	3	7	1	0	12
	修理	0	2	1	1	0	4
	計	1	5	8	2	0	16
令和3年度 (2021年度)	交付	0	2	3	0	1	6
	修理	0	0	5	0	0	5
	計	0	2	8	0	0	11
令和4年度 (2022年度)	交付	0	4	8	6	3	21
	修理	0	0	2	0	0	2
	計	0	4	10	6	3	23

（資料：町民福祉課）

(2) 日常生活用具費の給付状況

日常生活用具費については、各年度により申請内容も異なっていますが、人工肛門や膀胱ろう造設によるストマ用装具の利用者が多くを占めています。大腸・直腸癌の利用者が多く、利用者の死亡により実績が減となる年もあります。医療的ケア児に対しては、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）や電気式たん吸引器、紙おむつの支給を行っており、他には腹膜透析の患者さんに透析液加温器やてんかん発作による怪我予防の為に頭部保護帽などの給付があります。

【日常生活用具費の給付状況】

(単位：件)

給付品目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
(介護・訓練用支援用具)	0	0	0	0	0
特殊寝台	0	0	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0	0
体位変換器	0	0	0	0	0
(自立生活支援用具)	0	1	0	0	3
入浴補助用具	0	0	0	0	0
頭部保護帽	0	1	0	0	0
(在宅療養等支援用具)	0	3	1	4	1
透析液加温器	0	1	1	1	0
ネブライザー（吸入器）	0	0	0	1	0
電気式たん吸引器	0	1	0	2	0
動脈血中酸素飽和度測定器	0	1	0	0	0
(情報・意思疎通支援用具)	0	1	1	1	1
点字器	0	0	0	0	0
視覚障害者用ポータルディスプレイ	0	0	0	0	0
視覚障害者用拡大読書器	1	1	1	1	0
盲人用時計	0	0	0	0	0
人工喉頭	0	0	0	0	0
(排泄管理支援用具)	255	209	214	224	238
ストマ用装具	219	180	184	218	216
紙おむつ等	36	29	30	6	22
(住宅改修)	0	0	0	0	0
居宅生活動作補助用具	0	0	0	0	0
合計	256	214	216	229	243

(資料：町民福祉課)

(3) 自立支援医療の状況

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

自立支援医療（精神通院）の支給決定は北海道が行っています。平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）で12人の減です。年間に5件前後の新規申請者があり、転入、転出、死亡等により、受給者数の動きがみられています。

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
精神通院受給者数	140	135	138	135	128

（資料：北海道江差保健所）

【自立支援医療（更生医療）受給者数の推移】

江差町では主に透析治療（腹膜透析及び人工透析）をされている人が受給しています。また、透析以外では、膝や股関節等の人工関節の手術をされた人の実績も含まれています。

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
更生医療受給者数	30	26	26	29	31

（資料：町民福祉課）

【自立支援医療（育成医療）受給者数の推移】

年に1人程度の新規申請者がありましたが、ここ数年は申請がありません。心臓の手術や口蓋裂、脊椎の側弯症、多指症等の申請実績があります。

（単位：人）

年度別	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
育成医療受給者数	1	0	0	0	0

（資料：町民福祉課）

第3章 計画の推進に向けて

1. 計画推進のための具体的な取組

(1) 権利擁護の推進

我が国では国内法の整備や制度改革等が進められていますが、障がいのある人に対する理解不足、誤解や偏見などから差別や虐待は未だに存在しています。障がいに対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらずお互いの存在を尊重できる地域づくりを目指します。

【意思決定支援の促進】

- ・国で定められている意思決定支援ガイドラインを広く周知し、ガイドラインに即した相談支援を進めていきます。
- ・町内にあるあすなろ福祉会における意思決定支援会議に参画し、複数の支援者によって障がいのある人の意志を尊重し支援できる体制づくりを進めていきます。

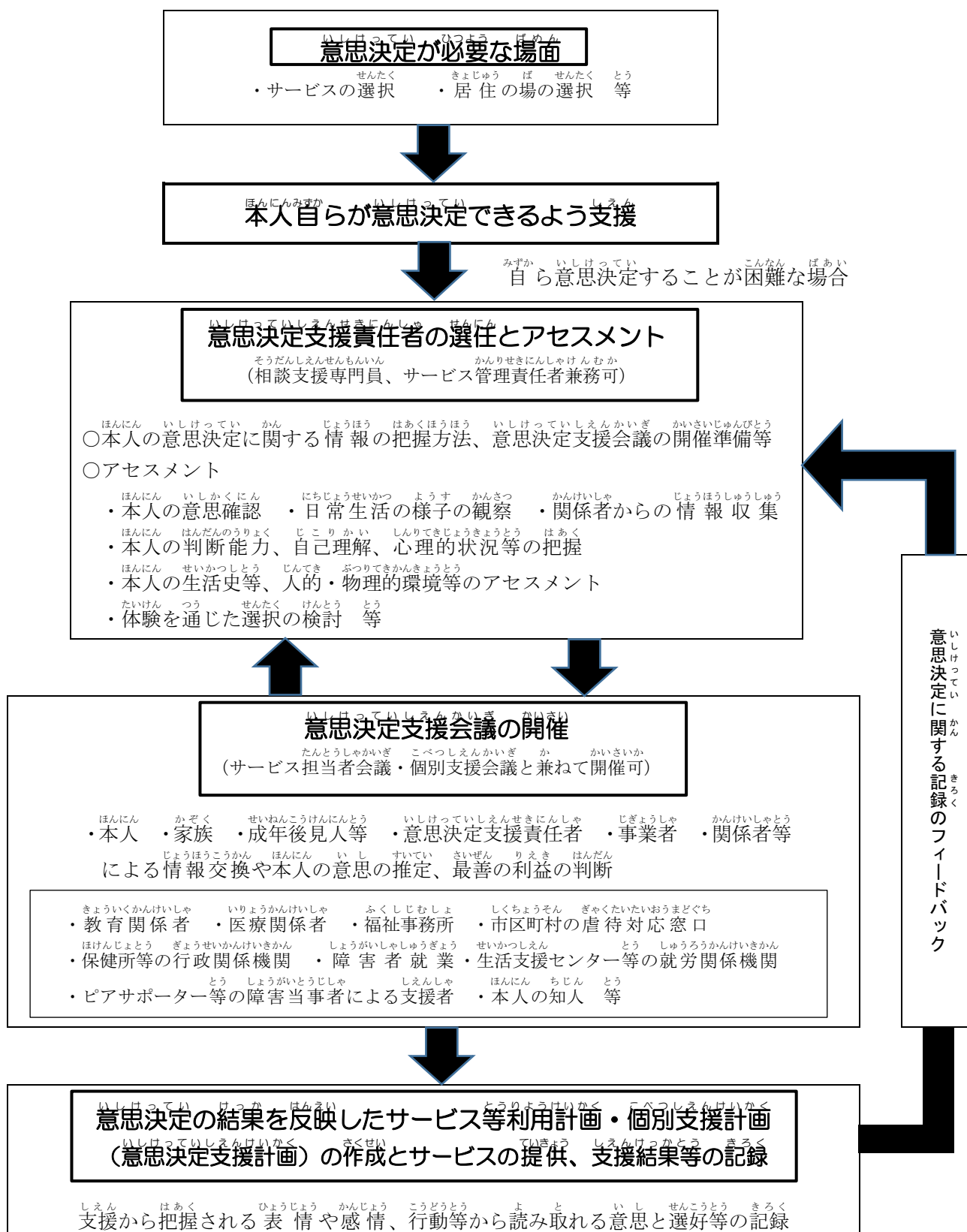
【虐待の防止】

- ・障がい者虐待防止法の理解促進、また「江差町障がい者虐待防止センター」について、町のホームページや広報誌で広く周知していきます。
- ・虐待通報があった際には、各関係機関と連携し、状況確認等を進めるとともに、市町村としての立場から事業所に対する指導等を行います。

【成年後見制度等の活用促進】

- ・江差町社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の内容や相談窓口の紹介や江差町が委託している「江差町成年後見支援センター」について広報等で周知を図り、障がい者に対する活用促進に努めます。

意思決定支援の流れ



(2) 就労支援施策の充実・強化

就労を希望する障がいのある人の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。このような中で障がい程度や種別等に関わらず、本人の特性に応じた多様な働き方が可能となるよう、関係機関のネットワークの充実に努め、一般就労や福祉的就労の底上げを目指します。

【就業・生活支援センターとの連携】

- ・函館市にある「障がい者就業・生活支援センターすてっぷ」の協力を得て、障がいのある人や関係者からの就労に関する定期的な巡回相談を継続していきます。
- ・「すてっぷ」が開催する連絡会議や研修会等に参加し、各関係機関と情報共有を図り、最新の就労支援に関する情報を相談者に提供出来るように努めます。

【近隣事業所の活用推進】

- ・町内にある「あすなろ福祉会」と「ねむの木えさし」の就労継続支援B型事業所の他、乙部町、厚沢部町にある就労継続支援事業所とも連携し、事業所の周知と情報提供を行い、活用を推進します。
- ・高等養護学校の進路担当者と連携し、卒業後の利用希望者がいる場合、スムーズに活用できるよう支援します。

【物品等の調達推進】

- ・障がい者の工賃向上を目指し、就労支援事業所等の物品販売の機会拡大支援を行うとともに、町の優先調達方針に基づく取り組みを積極的に進めます。

(3) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化

障がいのある人が自らの決定に基づき、安心して地域で暮らすためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。また、長期入院や入所施設からの地域移行の希望がある際にも、本人の実情にあったきめ細やかな相談支援体制の充実を目指します。

【各相談支援機関との連携】

- ・町内には「指定特定相談支援事業所」である「あすなろ相談支援センター」がある他、上ノ国町にも1事業所、令和5年（2023年）には乙部町にも相談支援事業所が開設しております。
- ・北海道が設置する南檜山圏域の地域づくりコーディネーターは、各相談支援機関だけでなく、市町村からの相談等も受け付けていることから、コーディネーターを中心に各関係機関との連携を図ります。
- ・地域移行支援の希望者がいた際には、あすなろ相談支援センターを中心に意向確認を行うとともに、地域生活に係る各機関と連携し、移行後のフォローアップ等支援を行います。

【地域生活支援拠点の整備】

- ・現在、檜山振興局を中心に協議されている「地域生活支援拠点」の整備については、広域での設置に向けて協議を継続します。

【専門的支援の協力】

- ・発達障がいに関する専門的な相談は「発達障がい者支援センターあおいそら」、就労に関する専門的な相談は前述の「障がい者就労・生活支援センターすてっぷ」の協力を得ながら、地域づくりコーディネーターと連携を図り相談支援体制の充実を図ります。

(4) 障がい児支援の充実

子ども・子育て支援法の基本理念のうち「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない」との考え方にに基づき、障がいのある子どもと、その家族に対して効果的な支援を提供する体制の整備に努めます。

【障がい等の早期発見】

- ・定期的な幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月健診）において、観察が必要な子どもと保護者に対し継続した支援を行い、必要に応じ専門機関等へ紹介を行います。

【相談体制の充実】

- ・地域子育て支援拠点を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談等を行い、孤独感や負担感の軽減に努めます。
- ・上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と保健師による発達支援教室「あそびの広場」を通して、子どもの発達相談と発達を促す「あそび」の提供を継続します。
- ・発達障がいのある子どもを育てた経験がある親が、同様の子どもを持つ親の相談相手になる「ペアレントメンター派遣事業」の紹介をする他、障がいのある子どもを持つ親の会「いちいの会」の活動支援を継続します。

【一貫した情報の共有】

- ・保育園や幼稚園での成長の記録を町独自の様式に統一し、発達支援センターや放課後等デイサービス等の利用状況について小学校入学時の情報として共有し、一貫した切れ目のない支援が提供できるよう取り組みを継続します。

【医療的ケア児・難聴児への支援】

- ・現在町内に対象者はおりませんが、医療的ケア児に対する支援を協議する場合は、自立支援協議会内に設置しております。現状実施している町の施策としては、難聴児に対する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」があります。

【通所及び交通費負担に関する支援】

- ・上ノ国町所在の放課後等デイサービス「たまみずき上ノ国町」を利用する児童に対し、町立小中学校等からたまみずきまでの往路送迎事業を、令和6年（2024年）1月から実施しています。
- ・上ノ国町子ども発達支援センターや、たまみずき上ノ国町の利用に係る交通費の一部を助成する事業について、保護者の経済的負担軽減のため継続します。

（5）発達障がいがある人や在宅の障がいがある人への支援

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、出来るだけ早期に適切な支援を行うことが重要であることから、早期発見とその家族に対する支援の充実、発達障がいに対する正しい理解の普及啓発も重要となります。また、在宅の障がいのある人への支援については、在宅サービスの充実や自立支援医療の適切な提供が必要です。

【発達障がいの早期発見】

- ・幼児期における発達障がいについて、定期健診や保護者からの相談を通じての他、保育所や幼稚園、学校関係者等との連携により早期発見に努めるとともに、適切な専門機関への受診等につなげます。
- ・成人の発達障がいの相談についても、本人や家族の意向を確認しながら専門機関への受診等につなげ、関係機関と連携し継続した相談支援を進めていきます。

【自立支援医療の提供】

- ・自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）を適切に受けられるよう、町ホームページに掲載している「障がい福祉制度の手引き」等を活用し、制度周知に努めます。

【補装具や日常生活用具給付】

- ・障がいのある人が在宅で生活する際の利便性を図るため、補装具や日常生活用具の給付制度をわかりやすく周知していきます。

(6) 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が地域社会の一員として活躍し、生活の質向上につながるよう、地域の様々な活動へ参加しやすい環境づくりに努め、自己実現を図る機会の充実を図ります。また、地域の活動へ参加するための手段として実施している「意思疎通支援事業」「移動支援事業」の活用促進と定着を図っていく必要があります。

【地域活動参加のための支援】

- ・意思疎通に障がいがある人に対し、手話通訳者を派遣し病院受診や地域での活動に参加出来るよう支援する「意思疎通支援事業」を継続して推進していきます。
- ・移動や社会参加に支援を要する障がい者に対し、「江差町移動支援事業」を実施し、文化活動等に参加出来るように支援し生活の質の向上を目指します。

【合理的配慮の必要性の周知】

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正による合理的配慮の義務化について広報等で周知していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 全庁的な連携体制の推進

本計画を推進していくため、町行政の福祉・保健・教育の分野を中心に、幅広い分野において、庁内担当部署との連携を一層強化し、計画の進捗状況を踏まえながら本計画の課題把握に努めます。

(2) 国・道・近隣町との連携

本計画で定めた各種事業について、国・道の動向を確認しながら近隣町と連携を図り、総合的な障がい福祉施策の推進に取り組みます。

(3) 地域との連携

町民（地域）、関係機関や事業所、町がそれぞれの役割を担い、それぞれが役割を果たしながら、互いに協力し合うことで連携が図られる体制づくりを目指すとともに、町民の障がいへの理解や地域福祉の向上のため、社会福祉協議会などとも連携し、本計画の確実な推進を図ります。

(4) 計画及び制度の普及・啓発

計画の内容並びに障がいのある人や児童について、より多くの人に理解していただくため、町の広報紙やホームページ、パンフレットなどで障害福祉施策の普及・啓発に努めます。

3. 施策の体系

施策の体系については、「障害者総合支援法におけるサービス」、「児童福祉法におけるサービス」
「江差町独自に実施している事業」と大きく3つの区分に分類されます。

障害者総合支援法におけるサービスは、障害の種類や程度、居住の状況等により必要な支援が
提供される「障害福祉サービス（自立支援給付）」と心身の障害を除去・軽減するための「自立支援
医療」、身体機能を補完・代替える「補装具」の支給があります。このサービスは全国共通の仕組み
で提供されます。その他に、市町村が決定する地域の実情に応じた柔軟な事業形態の「地域生活支援
事業」の2つに分けられます。

児童福祉法におけるサービスについては、都道府県が決定する障害児入所支援のほか、市町村が行う
就学前や就学後の療育等を支援する障害児通所支援とサービスを利用する際のケアプランに関する
障害児相談支援のサービスに分けられています。

町独自に実施している事業としては、令和6年1月から「放課後等デイサービス送迎事業」を実施し
ています。その他に「障害者等福祉タクシー利用助成事業」、「高齢者等外出支援サービス事業」、
「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」や
通所に対する交通費の助成事業等を実施しております。

障害者総合支援法におけるサービス

障がい福祉サービス（自立支援給付）

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 施設入所支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

相談支援給付

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

補装具

地域生活支援事業

- ・ 理解促進啓発事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 他

児童福祉法におけるサービス

障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

江差町独自に実施している事業

- ・ 高齢者等外出支援サービス事業
- ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- ・ 高齢者等交通費助成事業
- ・ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・ 子ども発達支援センター等／地域活動支援センター通所交通費助成事業
- ・ 障がい者等福祉タクシー利用助成事業
- ・ 放課後等デイサービス送迎事業

障がいのある人への支援

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
	⑤ 重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	① 生活介護
	② 自立訓練（機能訓練）
	③ 自立訓練（生活訓練）
	④ 自立訓練（宿泊型）
	⑤ 就労移行支援
	⑥ 就労継続支援（A型）
	⑦ 就労継続支援（B型）
	⑧ 就労定着支援
	⑨ 療養介護
	⑩ 短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム）
	② 施設入所支援
	③ 自立生活援助
(4) 相談支援サービス	① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）
	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援

2. 自立支援医療等

(1) 自立支援医療等	① 補装具費の支給
	② 自立支援医療
	③ 療養介護医療

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業	① 理解促進・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）
	⑦ 日常生活用具給付等事業
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業
	⑨ 移動支援事業
	⑩ 地域活動支援センター事業

4. 障がい者支援（その他）

(1) 町独自事業	① 障がい者等福祉タクシー利用助成事業
	② 高齢者等外出支援サービス事業
	③ 高齢者等交通費助成事業
	④ 地域活動支援センター通所交通費助成事業

5. 障がい児支援

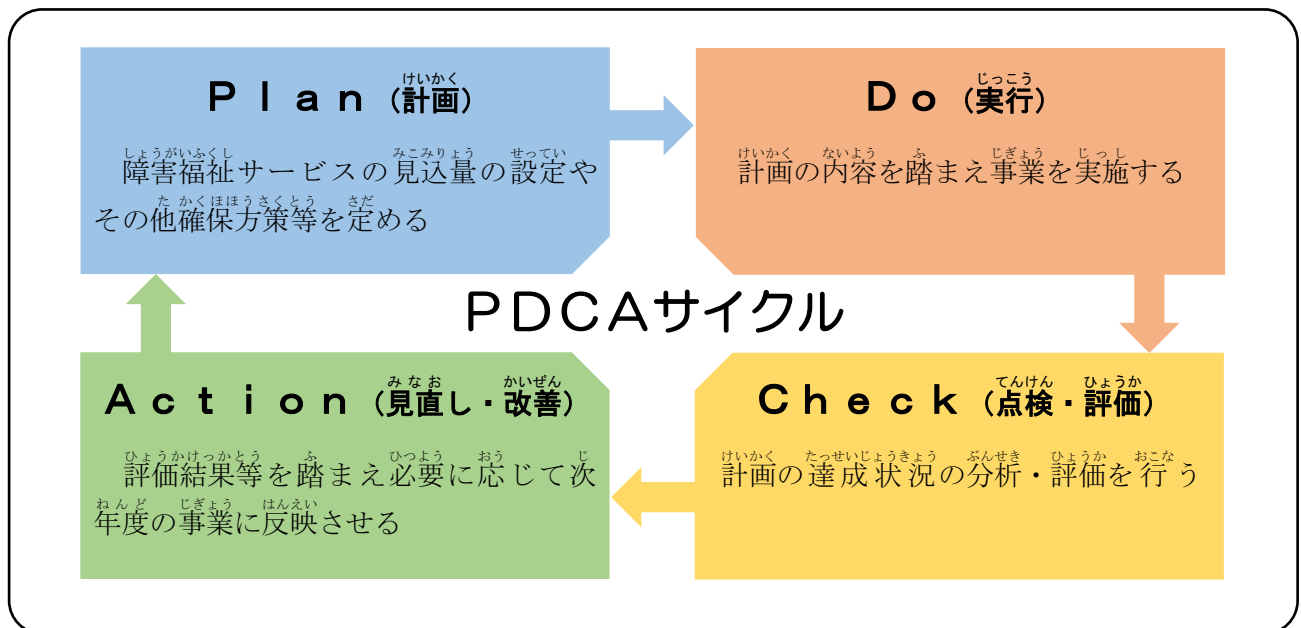
(1) 障害児通所支援	① 児童発達支援
	② 医療型児童発達支援
	③ 放課後等デイサービス
	④ 保育所等訪問支援
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援
(2) 障害児相談支援	① 障害児相談支援
(3) その他	① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

6. 障がい児支援（その他）

(1) 町独自事業	① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
	② 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
	③ 子ども発達支援センター等通所交通費助成事業
	④ 発達支援教室「あそびの広場」
	⑤ 地域子育て支援拠点
	⑥ 「いちいの会」の支援
	⑦ 特別支援教育の推進
	⑧ 放課後等デイサービス送迎事業

4. 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）」の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には取り組みの内容の見直しを行う、PDCAサイクルの構築が必要となります。このPDCAサイクルを使い、本計画で定めた成果目標や達成状況などを評価していき、障がい福祉施策に対する事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。



第4章 成果目標設定

厚生労働省より発出されている「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年（2017年）厚生労働省告示第116号）により、目標値を設定します。なお、当該目標値が達成されないと見込まれる場合は、地域的な実情を踏まえ圏域や町の状況に則して目標を設定します。

1. 福祉施設入所から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人が施設を退所し、グループホームや一般住宅等に居住し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和11年度（2029年度）における成果目標を設定します。その際には施設入所者の地域生活への移行に関する希望や心身の状況等も参考にしつつ、適切な意思決定支援が行われることが重要です。

■基本指針

□地域生活移行者の増加

令和8年度（2026年度）末までに、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。（北海道：令和8年度（2026年度）2.5%、令和11年度（2029年度）6%）

□福祉施設入所者の削減

令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。（北海道：令和8年度（2026年度）3.7%、令和11年度（2029年度）5%）

■前回計画の目標と実績

（単位：人）

項目	目標値	令和元年度 (2019年度) 末実績	令和4年度 (2022年度) 末実績
施設入所者数	28	30	34
地域生活移行者数	1	0	0
減少目標	1	-2	-6

■今期の目標設定

（単位：人）

項目	目標値	備考
施設入所者数	32	令和11年度（2029年度）末の施設入所者数
地域生活移行者数	1	見込者数
減少目標	2	令和11年度（2029年度）末段階での削減見込

前回計画で掲げた施設入所者数の目標28人に対し、令和元年度（2019年度）末では30人、令和4年度（2022年度）末では34人の実績となり、目標は達成できておりません。しかし、年度途中の状況を見ると、障がい者の高齢化や重度化により施設入所が増える一方、同様の理由により死亡や入院となり退所が続くこともあり、入所者数が流動的であることが伺えます。

江差町の特徴として、入所支援施設に知的障害重度の入所者が多く、障がいの重度化や加齢により地域生活から施設入所となる場合がほとんどであり、死亡退所があっても、すぐにグループホームから別の利用者が入所するという状況が続いており、地域生活に移行できる人がいない現状にあります。

以上のことを踏まえ、在宅やグループホーム等の地域で、少しでも長く生活できるよう、利用者のニーズを把握するとともに、必要なサービスの提供に努めます。

2. 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるため、精神病床からの退院の促進を図ることが重要です。

そのため精神病床における早期退院率や地域における生活日数の具体的な目標値を基本指針において設定し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

■基本指針

□精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすることを基本とする。（前回316日以上）（北海道：330.1日） □精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 令和8年度（2026年度）末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。 □精神病床における早期退院率 - 入院後3か月時点の退院率については 68.9%以上（北海道：国と同数値） - 入院後6か月時点の退院率については 84.5%以上（北海道：国と同数値） - 入院後1年時点の退院率については 91.0%以上（北海道：国と同数値）
--

■前回計画の目標と実績

目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について圏域で協議する。	未実施

■今期の目標設定

目標
地域の精神障がい者の支援について広域的に情報共有を行い、保健・医療・福祉関係者等の関係機関で連携に努めます。

「精神障がいにも対応した『地域包括ケアシステム』の構築」については、精神科病床における数値目標となっていますが、町内の精神科病床が現在閉鎖しているため、数値目標については特に定めませんこととします。

現在、地域の精神科に常勤医師が1人であることから、町内の入院病床は閉鎖されていますが、代わりに精神科デイケア（通所）が実施され、必要に応じてカンファレンスや訪問看護が実施されています。入院が必要な場合、町外医療機関との迅速な連携に努める他、町内相談支援センターや保健所等各関係機関と連携し、今後も支援を行っています。

3. 地域生活支援の充実

国では、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受け入れ体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保することとしています。なお、前基本指針では令和5年度（2023年度）末までの設置としていましたが、このたびは設置時期の表現が外れました。

■基本指針

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

■前回計画の目標と実績

目標	実績
令和5年度（2023年度）末までに地域生活支援拠点を圏域で整備する	共同整備に向けた会議に出席

■今期の目標設定

目標
令和11年度（2029年度）末までに、圏域で地域生活支援拠点を整備する。

地域生活支援拠点整備については、檜山振興局主導により南檜山圏域での広域整備をする方向で検討を重ねています。整備時期は未定ですが、今計画期間中に整備完了を目標とします。運用状況の検証及び検討を行うことについては、整備完了と同時に検証の準備も行うこととします。

町内の強度行動障害を有する者に関しては、入所や通所のサービスを利用しており状況の把握はできていますが、今後とも継続して支援ニーズの把握に努めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国では、福祉施設の利用者の一般就労への移行を推進するため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和8年度（2026年度）中に一般就労に移行する者の目標値及び就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

基本指針

- ☐ 一般就労への移行者数を令和3年度（2021年度）実績の1.28（前回1.27）倍以上とする。
- ☐ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】
- ☐ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を設けて取組を推進することを基本とする。【新規】
- ☐ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（2021年度）末の実績の1.41倍以上（北海道：国と同数値）とすることを基本とする。
- ☐ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

前回計画の目標と実績

（単位：人、箇所）

項目	目標	実績
令和5年度（2023年度）中の移行者数	1	0
令和5年度（2023年度）中の就労移行支援から一般就労への移行者数	1	1
令和5年度（2023年度）中の就労継続支援Aから一般就労への移行者数	0	0
令和5年度（2023年度）中の就労継続支援Bから一般就労への移行者数	1	1
令和5年度（2023年度）中の就労移行支援から一般就労への移行する者のうち就労定着支援の利用者数	—	0
令和5年度（2023年度）の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	—	0

今期の目標設定

（単位：人）

項目	数値	目標	数値
一般就労への移行者数	0	令和11年度（2029年度）の移行者数	1
就労定着支援事業の利用者数	0	令和11年度（2029年度）の利用者数	—
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率	—	就労定着支援事業所の割合	—

福祉施設から一般就労への移行実績は、令和3年度（2021年度）計画時において、就労継続支援B型事業所の利用者が同法人内の準職員に採用された実績がありましたが、以降の実績はありませんでした。また、函館市の就労移行支援事業所に通所し、一般就労した人が1人おりましたが、半年程で退職されています、地域的に一般就労可能な事業所やサービスも限られるため、率ではなく人数で目標値を設定することとし、令和11年度（2029年度）の移行者数を1人とします。

町内には就労移行支援事業所と就労定着支援事業所はありませんが、テレワークを行っている就労移行支援事業所が函館市にあり、利用相談を受けています。一般就労への移行については、地域的な実情も踏まえ、「すてっぷ」などの各関係機関と連携を図りながら、就労支援を行っていきます。就労定着支援については、事業所がないため目標値を設定しないこととします。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第2期の基本指針から継続されたものもありますが、市町村においては、児童発達支援センターと重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の整備目標が掲げられ、他は都道府県や政令指定都市の整備目標が示されています。

■基本指針

- 令和8年度（2026年度）末までに各市町村又は各圏域に1か所以上の児童発達支援センターの設置、また全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本とする。
- 各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度（2026年度）末までに各市町村又は各圏域に1か所以上の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等及び放課後等デイサービス事業所の確保を、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】
- 令和8年度（2026年度）末までに各都道府県及び市町村又は各圏域では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 令和8年度（2026年度）末までに各都道府県及び各政令指定都市において、障害児入所施設から大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。【新規】

■前回計画の目標と実績

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターに関する協議を圏域で実施する	未実施
保育所等訪問支援の体制の構築	毎年度末に上ノ国子ども発達支援センターの利用状況とサービス提供体制を確認する	実施
重症心身障害児を支援する通所事業所の確保	毎年度末に対象者の有無とサービス提供体制を確認する	実施
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	檜山振興局の主導での圏域の協議会に参加する	未実施

■ 今期の目標設定

項目	目標
町内もしくは圏域に児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置に向けた協議を行う。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	協議の場の設置に関し、関係機関と協議を行う。
重症心身障害児を支援する通所事業所の確保	毎年度末に対象者の有無とサービス提供体制を確認する。

障がい児支援の提供体制の国の目標については、町単独での実施が困難な項目が多く、これまでも町独自の目標を設定していました。医療的ケア児を対象とするサービス事業所やコーディネーターは専門職員や有資格者等が必要ですが、地域的にも確保は難しく、現時点で設置や整備について具体的な目標を掲げることは困難といえます。よって、基本方針に関連する町独自の目標を設定します。

圏域の市町村がそれぞれに町内の障がい児の状況を把握し、上ノ国町子ども発達支援センター等関係機関との情報交換、情報収集を行います。現在町内には医療的ケア児や難聴児はおりませんが、支援が必要な児童がいる場合には、都度保健師等と連携し、状態を把握のうえ支援を実施していきます。

6. 相談支援体制の充実・強化等

重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっています。そのためには、相談支援を行う人材の育成や、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、地域の社会的基盤整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していかなければなりません。そこで、これらの取組を効果的に進めるために相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行っていく必要があります。

■ 基本指針

- ☐ 令和8年度（2026年度）末までに、各市町村は総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制の確保を基本とする。
- ☐ 協議会において個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに必要な体制の確保を基本とする。

■ 前回計画の目標と実績

目標	実績
令和5年度（2023年度）末までに圏域において基幹相談支援センター設置に向けた協議を行う。	未実施

■ 今期の目標設定

目標
令和11年度（2029年度）末までに圏域において基幹相談支援センター設置に向けた協議を行う。 意思決定が必要な場面において、ガイドラインに則した意思決定支援が行われるよう、事業所が 開催する支援会議に出席する他、関係機関で事例検討及び協議を行う。

基幹相談支援センターの設置に関しての協議は現状実施できておりません。地域的に基幹相談支援センターを担う事業所が少ないことから、すぐにセンターを設置することは難しいと考えますが、地域生活支援拠点について協議する際、センター設置に関する協議も行っています。

また、意思決定支援会議へ出席した結果を自立支援協議会において共有する等し、適切な意思決定が行われる環境づくりに努めます。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国では、障害福祉サービスの多様化により多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の理念を念頭に利用者が真に必要なとするサービスの提供が重要であるとして、自治体職員は真に必要なとされているサービスが提供されているか検証を行っていくことが望ましいとされています。

そのためには、適正な運営を行っている事業所の確保等、サービスの質を向上させる取組に関する事項を実施する体制構築が必要となります。

■ 基本指針

□ 令和8年度（2026年度）末までに障害福祉サービスの質の向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。 ・ 都道府県と市町村：サービスの利用状況を把握・検証。過誤請求を無くす取組や適正な運営を行っている事業所の確保など。 ・ 都道府県：相談支援専門員やサービス管理責任者の計画的な養成。意思決定支援の適切な実施やガイドラインの普及啓発や研修の推進など。
--

■ 前回計画の目標と実績

目標	実績
令和5年度（2023年度）末までに、北海道が実施するサービス事業所等に対する実地指導の際に市町村が同席し、また、指導監査の結果についても市町村と共有できる体制を整える。	1 法人の指導監査に同席 結果についても共有済み

■ 今期の目標設定

目標
北海道が実施するサービス事業所等に対する実地指導の際に市町村が同席するとともに、指導監査の結果を共有しながら、適正な運営を行っている事業所を確保する。

各事業所のサービスの質の向上のため、檜山振興局が実施している福祉サービス事業所等に対する実地指導において市町村も同席し、適正なサービス提供を行っているかの確認を行い、指導監査結果についても共有し、改善内容についても把握することで、事業所と共にサービスの質を向上させる取り組みを行っています。

第5章 サービス等の見込量とその確保に係る方策

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）

（1）訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	22.2	24.9	24.9	25	26
	時／月	125.0	137.9	139.5	140	150

【見込量確保に係る方策】

実績では、令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）が同数で増減はみられません。介護保険の併用者は増えていますが、同時に介護保険に移行する人もほぼ同数みられています。介護保険の要介護度が軽く、通院送迎等のサービスを利用することが出来ない手帳所持者が、サービスを希望することが多く、今後も利用者の増を見込んでおります。しかしながら、ヘルパーの人材不足により通院の送迎等調整が困難になりつつある状況もあり、今後のサービス提供について検討課題となっております。在宅生活の継続を支援するため、サービス提供事業者の状況把握を含め、ケアマネジャーや相談支援専門員と情報共有・連携に努めます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）や重度の知的・精神障がい者で、常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
重度訪問介護	人	0	0.2	1	1	1
	時／月	0	0.2	1.0	12	12

【見込量確保に係る方策】

入所施設利用者でも重度訪問介護の利用が可能であり、町外の療養介護施設入所者が利用しています。利用者が重度のため、感染症対策で施設から外出することができずに利用が減っていましたが、令和4年度（2022年度）から徐々に利用が再開されています。今後もサービス提供事業者と連携しサービス提供に努めます。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
同行援護	人	0	0	0	0	0
	時／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする人の把握に努めます。

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険回避のために必要な援助を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
行動援護	人	0	0	0	0	0
	時／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする人の把握に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0
	時／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

対象者はおりますが常時介護者がいるため、現在はサービスの利用希望がなく、利用は見込んでおりません。対象者が支援を必要とした際に速やかにサービスを利用できるよう、今後も支援を必要とする人の把握に努め、サービス提供事業所との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する人に、入浴、排せつ及び食事等の介護及びその他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
生活介護	人	67.1	67.6	64.6	65.0	66.0
	人日/月	1,469	1,430.6	1,429.5	1,430	1,452

【見込量確保に係る方策】

重度の利用者で、施設入所支援と併用している人が多く、障がい者の重度化や死亡により実績の減少が見られますが、今後、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスを必要とする人の把握に努めることで、在宅生活を継続しながらの利用者を増やすべく、令和11年度（2029年度）の目標として、1人の増を見込んでいます。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。サービス提供事業所について、道南地域では函館市内に1か所あり、特定の障がいのある人を対象としたサービス提供体制がとられています。今後もサービスを必要とする人の把握に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間、日常生活能力向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。サービス提供事業所については函館市内に数か所あります。今後もサービスを必要とする人の把握に努めます。

④ 自立訓練（宿泊型）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、居室その他の設備による家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
自立訓練（宿泊型）	人	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。サービス提供事業所については函館市内に数か所あります。今後もサービスを必要とする人の把握に努めます。

⑤ 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就労に関する支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
就労移行支援	人	0.3	0.7	1.0	1.0	2.0
	人日/月	5.1	7.3	20.3	22.0	44.0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がないため、これまでは高等養護学校の卒業生が、就労継続支援B型事業所等を利用する場合のつなぎとして、就労アセスメントが必要な人へサービスを提供してきました。

令和5年（2023年）8月に、テレワーク利用が可能な事業所が函館市で開設され、1人が継続利用となっております。自宅から利用可能な事業所であることから令和11年度（2029年度）までに更に1人の利用増を見込んでおります。

就労移行支援の利用から実際に就労等に移行できるよう、引き続き、利用者のニーズ把握及び関係機関との連携に努め、支援に繋がります。

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結び、原則最低賃金取得を保証する雇用型サービスです。事業者と雇用契約を締結して、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
就労継続支援（A型）	人	3.2	3.0	3.2	4.0	5.0
	人日/月	71.0	65.3	86.7	88.0	110.0

【見込量確保に係る方策】

現在、町内にA型事業所はありませんが、圏域内他町事業所の継続利用が見込まれる他、今後も福祉的就労を推進するため、1人の増を見込んでいます。今後も、各関係機関との連携により、希望者への速やかなサービス提供等に努めます。

⑦就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃が支払われる非雇用型のサービスです。生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
就労継続支援（B型）	人	75.3	75.4	70.9	71.0	72.0
	人日/月	1,516.0	1,478.4	1,502.0	1,562.0	1,584.0

【見込量確保に係る方策】

令和3年度（2021年度）に町内で新規事業所が開設されたことから、利用者の選択肢も広がっております。令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、退所や長期入院等で利用が減ったことで、実績として約5人減を見込んでおりますが、在宅の就労支援推進により、令和8年度（2026年度）以降、増を見込んでいます。今後も、関係機関との連携により、適切なサービス提供等に努めます。

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や問題解決に向けて必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
就労定着支援	人	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービス提供事業所がなく、利用希望者もいなかったことから、利用は見込んでおりません。福祉的就労から一般就労への移行課題に対し、適切なサービス提供ができるよう、関係機関と情報共有を図ります。

⑨療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常時介護が必要な人に対し、機能訓練や療養上の管理、看護等、医療的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
療養介護	人	1	1	0.5	0	0

【見込量確保に係る方策】

利用者の高齢化により、令和5年度（2023年度）途中から利用者なしとなったことに加え、町内で医療的ケアを必要とする人の新規希望がないことから、利用は見込んでおりません。

今後も、対象者の把握に努めるとともに、利用希望に速やかに対応できるよう、各関係機関と連携を図ります。

⑩短期入所（福祉型・医療型）

障がいのある人を在宅で介護している保護者等が病気・冠婚葬祭等の場合に、障がいのある人が、短期間宿泊できる施設サービスを提供します。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
短期入所（福祉型）	人	1.4	1.2	1.0	1.0	2.0
	人日/月	22.2	14.6	7.0	10.0	15.0
短期入所（医療型）	人	0	0	0	1	1
	人日/月	0	0	0	3	3

【見込量確保に係る方策】

福祉型はレスパイト目的で定期利用があるため、利用増を見込んでおります。医療型は新型コロナウイルス感染症の流行以降、希望を受け入れてもらえず、利用できない状況が続いていましたが、今後通常利用が可能となることを見込み、目標設定を行っています。

引き続き、サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、事業所や相談支援専門員等と連携した、適切なサービス提供を進めます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
共同生活援助	人	92.1	91.2	89.2	90.0	90.0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0
共同生活援助(整備見込量)	人	290	270	270	270	270

【見込量確保に係る方策】

令和5年度（2023年度）に入り、利用は微減していますが、見込みは大きく変わらないと想定しています。養護学校卒業生等で、グループホームに入居せず、自宅から通所する人が増えていることから、地域での生活を長く継続出来るよう、関係機関と連携し、在宅サービス等の適切な提供に努めます。

整備見込量に関しては、令和4年度（2022年度）に町内所在の社会福祉法人が運営するグループホームが老朽化により閉鎖したことにより、定員が20人減となっています。

②施設入所支援

施設の入所者に対し、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
施設入所支援	人	33.5	32.5	29.6	30.0	29.0

【見込量確保に係る方策】

利用者の障がい程度重度化により施設退所となる場合、死亡等により実績が減少傾向にある一方、現利用者の多くは、障害支援区分の程度が重度であることから、地域生活への移行は難しい現状にあります。国の基本指針を踏まえ、1人減の見込みとしております。

地域の実情を踏まえた適切なサービス提供ができるよう、今後も、関係機関との連携により、ニーズ把握等に努めます。

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を退所しひとり暮らしを始めた人等に、一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
自立生活援助	人	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービス提供事業所がなく、利用希望者もいなかったことから、現状、利用は見込んでおりません。引き続き、障害者支援施設やグループホーム等への事業周知に取り組むとともに、サービスを必要とする人の把握に努めます。

（4）相談支援サービス

①計画相談支援（サービス等利用計画作成）

必要な障がい福祉サービスを利用することができるよう、生活状況をアセスメントし、利用計画を作成後、サービス事業所との連絡や調整を行います。また、利用しているサービスのモニタリングを定期的に行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
計画相談支援	人	175	174	175	175	176

【見込量確保に係る方策】

数年の実績がほぼ同数であり、新規ケアプラン作成以外のモニタリングについては、状態に応じて回数を増やす等の対応をしています。在宅でのサービス利用者増を見込む他、遠方の利用者については、各相談支援事業所と情報共有を行い、適切なサービス提供に努めます。

②地域移行支援

施設や病院に長期入所等をしている障がいのある人に対し、住居確保等、地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
地域移行支援	人	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでおりませんが、町内にサービス提供事業所があり、必要な場合いつでも支援を受けられる体制があることから、今後もサービスを必要とする人の把握に努めます。

③地域定着支援

施設や病院に長期入所等をしていた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡・相談等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
地域定着支援	人	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでおりませんが、町内にサービス提供事業所があり、必要な場合いつでも支援を受けられる体制があることから、今後もサービスを必要とする人の把握に努めます。

2. 自立支援医療等

(1) 自立支援医療等

① 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。補装具を必要とする身体に障がいのある人や難病患者に対して、購入費や修理費の給付を行っています。障がいのある一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

② 自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。更生医療は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術）のための医療費支給」、育成医療は、「18歳未満の身体に障がいのある児童に対する手術等（斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等）のための医療費支給」、精神通院医療は、「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」を行っています。障がいのある一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

③ 療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある人に、医療施設において療養介護医療の提供を行っています。現在、当町に利用者はおりません。

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業

①理解促進・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	実績（見込含む）			見込	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
理解促進・啓発事業	あり	あり	あり	あり	あり
	マーク 8個配布	マーク 10個配布	マーク 8個配布		

【見込量確保に係る方策】

ヘルプマーク・カードの普及啓発（広報や町のホームページに掲載）を行っており、令和5年（2023年）1月現在、事業開始からの累計でヘルプマークを56個配布しております。今後も、障がいのある人等に対する理解を深めるため、住民理解の促進に努めるとともに、啓発物品の作成や配布等の広報活動を継続します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者本人のほか、家族、地域住民等による、自発的な取り組みを支援することで、共生社会の実現を推進します。

サービス名	実績（見込含む）			見込	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
自発的活動支援事業	なし	なし	なし	あり	あり

【見込量確保に係る方策】

現在、利用実績はありませんが、障がいのある人に対するボランティアやピアサポーター等の自発的な取り組みの把握に努め、地域共生社会の促進を目指します。

③相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	実績（見込含む）			見込	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者相談支援事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
居宅入居等支援事業	なし	なし	なし	なし	なし

【見込量確保に係る方策】

委託事業所は町内に1件ですが、当該事業所の相談実績が少ないことから、今後も継続して、ホームページや広報紙などで周知を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービス提供体制を整えていきます。

障害者相談支援事業では、随時、町職員が窓口や電話による相談に応じる他、指定相談支援事業所への委託により相談に応じます。

居宅入居等支援事業は事業としての実施はありませんが、障がいのある人の住居についての相談がある場合は、引き続き窓口で相談に応じます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

また、金銭管理が難しい場合には、江差町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業等の利用支援を行います。

サービス名	区分	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
成年後見制度利用支援事業	町長申立	0	0	0	1	1

【見込量確保に係る方策】

成年後見制度の利用が必要な人が適切な支援を受けられるよう、成年後見支援センター等関係機関と協力し、制度の普及促進等に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務等を適正に担える法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の育成等、法人後見活動の支援により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

サービス名	実績（見込含む）			見込	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
成年後見制度法人後見支援事業	あり	なし	なし	あり	あり

【見込量確保に係る方策】

令和3年度（2021年度）に、新型コロナウイルス感染症対策補助金事業を活用し、成年後見支援センターに対し通信機器等の導入支援を行っております。

今後も、成年後見支援センター等関係機関と連携するとともに、必要な支援を継続することで、適切なサービス利用につながる環境づくりに努めます。

⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、重度の身体その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	利用者数 (人)	1	0	0	1	1

【見込量確保に係る方策】

利用者のニーズ把握に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう手話通訳者等を確保するため、「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」及び他市町村との連携を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童及び難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

また、必要に応じて用具の種類や単価の見直しを行い、個々の障がい程度に合わせて必要な支援用具を給付できるように検討します。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
介護・訓練支援等用具	件/年	0	0	0	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	3	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	4	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	224	238	244	244	244
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	0	0	0	0	0
合計	件/年	229	243	247	248	248

【見込量確保に係る方策】

障がいのある人が必要としている日常生活用具等のニーズ把握とともに、日常生活支援用具等を必要な場合に、適切な利用が図られるよう努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術の習得者を養成し、聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人及び障がいのある児童のコミュニケーション支援を行い、日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人)	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現時点で手話通訳の利用希望者がいないため、奉仕員養成研修の受講者について見込みなしとしていますが、北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）等関係機関と連携を図り、手話奉仕員養成研修等の周知や受講につなげていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に外出時の移動支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
移動支援事業	利用者数 (人)	5	4	5	5	5
	時間/年	146	172	180	180	180

【見込量確保に係る方策】

利用者数に大きな増減はありませんが、定期的な買い物同行ニーズの高まりから利用時間が年々増加しており、令和6年度（2024年度）以降も一定以上の活用が見込まれます。

今後も移動支援を必要としている人のニーズを把握し、障がいのある人の社会参加や余暇活動の促進に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある人に対して、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供する他、社会との交流促進などにより、福祉施設や関係機関との連携により、障がいのある人への地域生活支援の促進を図ります。（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、八雲町（熊石地区）の6町で共同運営）

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
地域活動支援センター事業	事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	6	5	6	6	6

【見込量確保に係る方策】

利用者の新規登録の他、就労継続支援B型事業所への移行等により実績に増減がありますが、利用者逡減が続いていることから、町内にある地域活動支援センター「NPO法人あゆみ共同作業所」の周知等を図り、障がいのある人が利用しやすい環境整備を推進するとともに、専門的人材の確保や資質向上を図るよう働きかけを行います。

4. 障がい者支援（その他）

（1）町独自事業

① 障がい者等福祉タクシー利用助成事業

重度の障がい者等に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障がい者等の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進等を図ります。申請時等に困りごとの聞き取り等ニーズ把握を行うとともに、助成額の拡充を含め、必要なサービス提供ができるよう努めます。

② 高齢者等外出支援サービス事業

一般交通機関を利用して外出することが困難な身体に障がいがある人等に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、自立と生活の質の確保及びその家族の負担軽減を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

③ 高齢者等交通費助成事業

高齢者及び難病患者が健康で明るく豊かな生活を営み、自立と社会活動への参加を促進するため「江差町高齢者・特定疾患乗車証」を交付し、江差町内の路線バス運行区間のみの利用料金の2分の1を助成し、生活と福祉の向上を図ります。

④ 地域活動支援センター通所交通費助成事業

江差町地域活動支援センター「NPO法人あゆみ共同作業所」への通所に係る交通費の一部を助成することで、障がい者世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

5. 障がい児支援

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。早期療育は、適切な発達を促すことへとつながるため、対象と思われる児童の保護者との面談等に際し、サービスの説明を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
児童発達支援	利用者数	8.3	12.5	10.0	10.0	10.0
	人日／月	32.1	42.8	38.9	40.0	40.0

【見込量確保に係る方策】

利用者数に大きな増減がない一方で、一人あたり利用日数が増加傾向にあることから、サービスを必要とする児童やそのニーズをより把握し、適切にサービスが提供できるよう利用者等に対し、支援してまいります。

② 医療型児童発達支援

就学前の児童に対し、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでサービス提供が行われていないため、利用は見込んでおりません。引き続き、利用者のニーズ把握に努めるとともに、近隣自治体等と連携・協議を行ってまいります。

③放課後等デイサービス

小中学校に就学している支援が必要な児童に対し、放課後又は長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等に必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
放課後等デイサービス	利用者数	8.8	6.0	8.2	9.0	9.0
	人日／月	44.2	22.2	29.3	30.0	30.0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービス提供事業者はありませんが、現在は、上ノ国町所在の「たまみずき上ノ国町」において、江差町児童の受け入れが可能であるため、利用希望に対応できています。しかし、利用者及び利用日数が増加傾向にあるため、今後もニーズ把握を行い、必要な施策実施に努めます。

④保育所等訪問支援

家庭から保育所等に通いながら、児童発達支援事業所等へ併行通所（通園）している児童が、可能な限り地域における生活を継続できるよう、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要な児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活への適応に必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでサービス提供が行われていないため、利用は見込んでおりません。引き続き、利用者のニーズ把握に努めるとともに、近隣自治体等と連携・協議を行っていきます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでサービス提供が行われていないため、利用は見込んでおりません。引き続き、利用者のニーズ把握に努めるとともに、近隣自治体等と連携・協議を行っていきます。

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
障害児相談支援	利用者数 (人)	6	5	6	6	6

【見込量確保に係る方策】

障害児相談支援の充実を図るため、相談支援事業所「あすなろ相談支援センター」と連携し、支援を必要としている障がいのある児童に対し、適切な利用計画を提供できるよう支援に努めます。

(3) その他

① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童に関して、複数分野にまたがる支援利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

サービス名	単位	実績（見込含む）			見込	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和8年度 (2026年度)	令和11年度 (2029年度)
コーディネーターの配置	配置数 (人)	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、配置実績はありませんが、必要とする児童がいる場合に、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に合わせ、近隣自治体等と連携・協議を進めます。

6. 障がい児支援（その他）

（1）町独自事業

①軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

音や話し声が聞こえにくい児童の言語習得や社会性の向上を図り、福祉の増進に資するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

②小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

③子ども発達支援センター等通所交通費助成事業

障がい児世帯の経済的負担を軽減するため、上ノ国町子ども発達支援センター及びたまみずき上ノ国町（放課後等デイサービス）への通所に係る交通費の一部を助成します。

④放課後等デイサービス送迎事業

令和5年度（2023年度）途中から、上ノ国町にある放課後等デイサービス事業所「たまみずき上ノ国町」に通所する児童に係る保護者の送迎負担を軽減するため、町で往路送迎サービスを開始しております。委託業者の運行により、平日は各学校から、長期休業期間は自宅等から事業所へ送迎を行っております。今後もニーズ把握等に努め、児童の発達を支援していきます。

⑤発達支援教室「あそびの広場」

子どもの発達について悩みを抱えている親子に対し、上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と町の保健師による発達相談と、発達を促す「あそび」の提供を行い、子どもの発達促進につなげていきます。

⑥地域子育て支援拠点

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため「地域子育て支援センター」を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

⑦「いちいの会」の支援

障がいがある子どもを持つ親の会（いちいの会）では、親の悩みや子どものことについて情報交換を行っています。開催日に町の保健師を派遣し、各種相談に応じる他、制度の利用につなげる支援等を継続していきます。

⑧特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症、軽度発達障がいのある児童が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

また、支援が必要な児童の個々の状態に応じ、きめ細やかな特別支援教育を充実させるため、小・中学校全5校に特別支援教育コーディネーターの配置を継続します。

1. 江差町 障がい者地域自立支援協議会設置要綱

〇江差町 障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成28年3月30日

告示第20号

改正 平成30年1月2日告示3号

令和元年11月29日告示第57号

江差町地域自立支援協議会設置要綱（平成20年要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき、障害者福祉に関する関係者による支援及び連携に関する協議を行うために、江差町 障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条に規定する相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）江差町における障害者支援体制の整備に関すること。
- （2）江差町の障害福祉に係る計画の策定、評価等に関すること。
- （3）障害を理由とする差別解消の推進に関すること。
- （4）江差町における医療的ケア児等の支援に関すること。
- （5）その他、障害福祉の推進に関すること。

（構成及び委員）

第3条 協議会は、江差町内で活動する障害者福祉団体、障害者福祉サービス事業所及び関係行政機関等の障害者に関係する団体等（以下「関係団体」という。）で構成する。

2 協議会委員は、協議会を構成する関係団体の代表者又は関係団体で選出された者とする。

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいちょうおよ ふくかいちょう
(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちょうおよ ふくかいちょうかく めい お いいん ごせん さだ
第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 かいちょう きょうぎかい だいひょう かいむ とうかつ
会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 ふくかいちょう かいちょう ほ さ かいちょう じ こ しよくむ だいこう
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

4 かいちょうおよ ふくかいちょう にん き ねん い ない さいせん さまた
会長及び副会長の任期は3年以内とする。ただし、再選を妨げない。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいぎ かいちょう ひつよう おう しょうしゅう かいちょう ぎちょう
第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

2 かいぎ いいん かはんすう しゅつせき ぎ じ ひら ぎけつ
会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 かいちょう かいぎ うんえいじょうひつよう みと いいん いが い もの しゅつせき もと
会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その
せつめいまた いけん き
説明又は意見を聴くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ しょうがいふくし かん じこう しょうかん か しょうり
第6条 協議会の庶務は、障害福祉に関する事項を所管する課において処理する。

しやれい
(謝礼)

だい じょう きょうぎかい いいん えさしちやうとくべつしよく しょうくいん ひじょうきん ほうしゅうおよ ひようべんしょう かん
第7条 協議会委員には、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
じょうれい しょうわ ねんじょうれいだい ごう じゅん しやれい しきゅう
る条例（昭和30年条例第8号）に準じて謝礼を支給する。

ひみつ ほ じ
(秘密の保持)

だい じょう きょうぎかい こうせい すべ いいんおよ じ む きよくいん きょうぎかい し え こじん
第8条 協議会を構成する全ての委員及び事務局員は、協議会において知り得た個人の
じょうほうおよ た ひみつ じこう も
情報及びその他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。

た
(その他)

だい じょう しょうこう さだ きょうぎかい かん ひつよう じこう ちょうちょう べつ さだ
第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

ふ そく
附 則

このこくじは、へいせい ねん がつ にち しこう
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねんこくじだい ごう
附 則 (平成30年告示第3号)

このこくじは、こうふ ひ しこう へいせい ねん がつ にち てきやう
この告示は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

ふ そく がんねんこくじだい ごう
附 則 (令和元年告示第57号)

このこくじは、れい わが ねん がつ にち しこう
この告示は、令和元年12月1日から施行する。

2. パブリックコメント

第1期江差町障がい福祉プラン パブリックコメントについて

江差町では、令和3年3月に障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第6期江差町障がい福祉計画」と障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する計画として「第2期江差町障がい児福祉計画」を策定しました。令和5年度末に現行の計画が終了することから、この度、北海道の計画になり、令和6年度から令和11年度までの6ケ年計画とし、障がい者計画も統合した「第1期江差町障がい福祉プラン」の素案を作成しましたので町民の皆様からのご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきますとともに、結果の概要を公表する予定ですが、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

○募集期間

令和6年2月14日（水曜日）から令和6年2月27日（火曜日）まで〈必着〉

○閲覧及び配布

上記募集期間中に、江差町役場ロビー（1階）において、「第1期江差町障がい福祉プラン（素案）」の閲覧を行います。

また、江差町ホームページでもご覧になれます。

なお、希望者には計画（原案）の配布も行いますので、下記担当までお問合せ下さい。

○提出方法

「第1期江差町障がい福祉プラン（素案）」の内容に対するご意見と住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、令和6年2月27日（火曜日）〈必着〉までに、直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、町民福祉課にご提出下さい。

ご記入いただいた個人情報、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

（注）意見募集の様式は問いませんが、参考様式がありますので、ご活用下さい。

（注）口頭又は電話でのご意見は、受け付けいたしませんので、ご了承ください。

○提出先及びお問合せ先

【直接持参の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町193番地1
江差町役場 町民福祉課（役場開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで）

【郵送の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町193番地1 江差町役場 町民福祉課福祉子育て係 あて

【ファックスの場合】

0139-52-5666

【電子メールの場合】

e-chomin@town.hiyama-esashi.lg.jp（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい）

【お問合せ先】

江差町役場 町民福祉課 福祉子育て係（TEL0139-52-6720）

だい きえさしちょうしょう ふくし
『第1期江差町障がい福祉プラン』
いけん ぼしゅう
へのご意見（パブリックコメント）募集

いけんきにゆうようし
ご意見記入用紙

氏名	(フリガナ)	電話番号	
住所	〒 -		

※企業・団体の場合は、企業・団体名及び代表者名、企業・団体の所在地をご記入下さい

※ご意見の内容について、確認させていただく場合がありますので、必ずご記入下さい

いけんきにゆうらん
【意見記入欄】

--

※ページ数を入れるなどして、項目や箇所が分かるようにご記入下さい。

※複数のご意見がある場合は、箇条書きにしてご記入下さい。

しめ きり れいわ ねん がつ にち か ようび ひつちやく
■締切 令和6年2月27日（火曜日）〈必着〉

そうふさき
■送付先

【持参・郵送の場合】 〒043-8560 えさしちょうあぎなかうたちょう ばんち えさしちょうやくばちようみんふくしか あて
江差町字中歌町193番地1 江差町役場町民福祉課 宛

【ファックス】 0139-52-5666

【電子メール】 e-chomin@town.hiyama-esashi.lg.jp

（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい）

※この意見記入用紙は、江差町ホームページにも掲載しております

※頂いたご意見は、プラン（素案）の参考とさせていただくとともに、結果の概要をまとめて公表する予定ですが、個別
の回答は行いませんので、ご了承下さい

※ご記入いただいた個人情報、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います

3. 用語の解説

【あ】 アセスメント

障がいのある人または障がいのある児童の身体的・精神的状況、ニーズを把握し、それに対する問題・課題を整理し、評価することです。

【い】 意思決定支援

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がいのある人を支援する仕組みのことです。

意思疎通支援（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介を行いません。

一般就労

障がい福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出時にヘルパーが付き添い円滑な移動を支援します。

医療型児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」とくべつして「医療的ケア」と呼んでいます。

【え】 NPO（特定非営利活動法人）

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的とした団体のことです。

【お】 オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）

病気や障がい、事故等により消化管や尿管が損なわれているまたは損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいいます。

オストメイト用トイレ（オストメイト対応トイレ）

オストメイトの人が使いやすいように設備を整えたトイレです。オストメイトの人は一定時間ごとにストマ装具に溜まった排泄物を捨てたり、ストマや皮膚の洗浄等通常のトイレでは難しい作業をしなければならないので、それらの作業がしやすいように設備を整えてあります。通常の便器に洗浄水栓を後付けしただけの簡易的なものから、ストマ装具や衣服を洗うための汚物流し、汚れた腹部を洗うことができる水栓器具、ストマ装具を置くためのカウンター、衣服や手荷物等をかけるためのフック、ストマ装着時に腹部を移す鏡、使用済みストマを廃棄するための汚物入れ、服の着替えのための収納式着替え台などの設備がある使いやすいものまで様々です。

【か】 介護給付

障害者総合支援法に定める自立支援給付の介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援の9種類があります。

介護保険サービス

介護保険制度によるサービスで、第1号被保険者（65歳以上）の人は原因を問わず要支援・要介護状態になった場合に受けることができ、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の人は特定疾病が原因で要支援・要介護状態になった場合に受けることができます。

介護保険事業計画

介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とした介護保険事業の総合計画です。

がくしゅうしょう

学習障がい（LD）

ぜんぱんてき ちてきはったつ おく き はな よ か けいさん すいろん
全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するな
どの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな
じょうたい
状態をいいます。

カンファレンス

しょうきぼ かいぎ う あ はな あ
小規模な会議や打ち合わせ、話し合いのことをいいます。

【き】

きかんそうだんしえん

基幹相談支援センター

ちいき そうだんしえん きよてん しょう ひと たい そうごうてき そうだんぎょうむ せいねんこうけん
地域の相談支援の拠点として、障がいのある人に対する総合的な相談業務や成年後見
せいどりようしえんじぎょう じっし ちいき じつじょう おう ちいきいこう ちいきていちゃく
制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着」
への支援、地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行う機関のことです。

きょういくすいしんけいかく

教育推進計画

きょういくきほんほう もと そうごうてき いとてき けいぞくてき きょういくぎょうせい すいしん もくてき
教育基本法に基づき、総合的・意図的・継続的な教育行政を推進することを目的と
して策定される きょういく そうごうけいかく
教育の総合計画です。

きょうせいしゃかい

共生社会

たよう かちかん ぶんか みと あ しゃかい しょう う む だんせい じょせい
多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も
こ どもたちもお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を
きずき、そのも てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、しゃかいさんか そうごうてき
で豊かな社会のことです。

きょうどうせいかつえんじょ

共同生活援助（グループホーム）

にんししょうこうれいしゃ しょう ひととう かていてき かんきょう ちいきじゅうみん こうりゅう もと
認知症高齢者や障がいのある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、
す な たかんきょう じりつ せいかつ けいぞく しょうにんずう きょうどうせいかつ いとな
住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む
じゅうきょ
住居をいいます。

きょじゅうけい

居住系サービス

きょうどうせいかつえんじょ しせつにゅうしよしえんとう りようしゃ きょじゅう ば ていきょう
共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等、利用者に居住の場を提供する
しょう ふくし そうしょう
障がい福祉サービスの総称です。

きょたくかいご

居宅介護（ホームヘルプ）

じたく にゅうよく はい しょくじ かいじょ おこな
自宅での入浴や排せつ、食事などの介助を行います。

きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援

しょうがいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【く】

くんれんとうきゅうふ 訓練等給付

しょうがいしゃそうごうしえんほうに定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称です。訓練等給付は自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）で構成されています。

【け】

ケアマネジャー（介護支援専門員）

かいごほけんせいどにおいてケアマネジメントを実施し、要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行います。

けいかくそうだんしえん 計画相談支援

しょうがい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するしょうがいのある人等に対し、支給決定または支給決定前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

けんこうぞうしんけいかく 健康増進計画

けんこうぞうしんほうに基づき、町民全体の健康増進及び健康づくり気運の盛り上げを図ることを目的とした健康づくりの総合計画です。

けんりようご 権利擁護

ちてきしょう、せいしんしょう、にんちしょうなどのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすることです。

【こ】

こうがいれつ 口蓋裂

せんてんてき、こうがい、こうくうじょうへきぶぶんが閉鎖しない状態のことです。

こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害

びょうきや交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷を来すことにより生ずる、げんごのうりよく、きおくのうりよく、しこうのうりよく、くうかんにんちのうりよくなどの認知機能や精神の障害を指します。

こうちん 工賃

指定就労継続支援事業者等が利用者に対して支払わなければならないお金のことで
す。生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に
相当する金額をいいます。

こうどうえんご 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に対して、行動するとき
に必要な介助や外出時の移動支援等を行います。

こうれいしゃふくしけいかく 高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進す
ることを目的とした老人福祉の総合計画です。

こそだてしえん 子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、
その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点
の1つです。(特別保育事業)

コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人をいいます。

こども・こそだてしえんじぎょうけいかく 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・
子育て支援の充実を図るために作成する計画です。

こどもみらいおうえんけいかく 子どもの未来応援計画

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、福祉
施策・教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策に係る支援体制を整備することを
目的として策定される計画です。

コミュニケーション支援（意思疎通支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障
がある人等に対して、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介を行
ないます。

【さ】 サービス等利用計画

障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、利用に関する意向等を勘案し、障がい福祉サービスまたは地域相談支援、障害児通所支援を適正に利用することができるよう、利用するサービスの種類及び内容等を定める計画です。

【し】 視覚障害者用拡大読書器

低視力の人等の読み書きを支援する装置で、テーブル部分に置いた書類をカメラで撮影して、モニターに大きく表示する読書専用のビデオ機器です。

視覚障害者用ポータブルレコーダー（CD読書器）

CD図書（視覚障害者向けデジタル図書）を聞くための再生機器です。デイジー図書（視覚障害者向けデジタル録音図書の国際規格）は通常のCD再生機では再生できないので、視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要になります。

自殺対策計画

自殺対策基本法に基づき、「生きることの包括支援」としての自殺対策の支援を誰もが受けられるようにすること及び「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目的に策定される自殺対策の総合計画です。

施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

指定相談支援事業所

支給決定を受けた障がいのある人または障がいのある児童の保護者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や援助を行います。

指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において医療費助成の対象とする疾病のことです。

児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する障がい児を含めた児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導機関です。

じどうはつたつしえん 児童発達支援

しゅうがくまえ じどう たい にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ
就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、
しゅうだんせいかつ てきおうくんれんとう おこな
集団生活への適応訓練等を行います。

じどうはつたつしえん 児童発達支援センター

ちいき しょう じどう つうしょ にちじょうせいかつ きほんてきどうさ しどう じかつ
地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に
ひつよう ちしき ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおう くんれん おこな しせつ
必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業

しょう ひととう たい きょうせいしゃかい じつげん はか もくてき しょう しゃとう
障がいのある人等に対し、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい者等、そ
かぞく ちいき じゅうみん ひととう ちいき じはつてき と く しえん せいど
の家族、地域の住民の人等による地域における自発的な取り組みを支援する制度で、
おも じぎょうないよう さいがいたいさく
主な事業内容としてピアサポートや災害対策などがあります。

しゃかいてきしょうへき 社会的障壁

しょう ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ う せいげん げんいん
障がいがある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす原因とな
る事物、制度、慣行、観念その他一切の社会的なものを指します。

しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

みんかん しゃかいふくしかつどう すいしん もくてき しゃかいふくしほう もと せっち ひえいり
民間での社会福祉活動の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の
みんかんそしき
民間組織です。

じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ じ 重症心身障害者（児）

じゅうど したい ふじゅう じゅうど ちてきしょう じゅうふく じょうたい じゅうしょうしんしんしょう
重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいとい
い、その状態の子どもを重症心身障がい児といいます。

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

じゅうど しょう つね かいご ひつよう ひと たい じたく にゅうよく はい しょくじ
重度の障がいがあり常に介護が必要な人に対して、自宅での入浴や排せつ、食事など
かいじょ がいいゆつじ いどう ほじょ おこな
の介助や外出時の移動の補助を行います。

じゅうどしょうがいしゃどうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

かいご ひつようせい たか しょう ひと たい きょたくかいごとう ふくすう
介護の必要性がとて高い障がいのある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを
ほうかつてき おこな
包括的に 行えるようなサービスです。

しゅうろういこうしえん

就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

しゅうろうけいぞくしえん

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、雇用契約を結び、原則最低賃金を保障する雇用型のサービスとなります。生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などが行われます。

しゅうろうけいぞくしえん

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう、非雇用型のサービスとなります。

しゅうろうていちゃくしえん

就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

しゅわつうやくしゃ

手話通訳者

所定のカリキュラムを経て言語・聴覚障がいのある人の通訳をすることができる、北海道から認定を受けた通訳者をいいます。

しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう

手話奉仕員養成研修事業

障害者総合支援法に基づき、聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援を目的とし、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する制度です。

しょうがいきそねんきん

障害基礎年金（国民年金）（1級～2級）

国民年金から支給される公的年金の1つです。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給されます。障がいの程度により、1級と2級に分かれています。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。

障害厚生年金（１級～３級）

厚生年金から支給される公的年金の１つです。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給されます。障がいの程度により、１級から３級までがあり、１級・２級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、３級に該当する場合には障害厚生年金のみが支給されます。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がいのある人の職業の安定を目的とし、具体的な方策を定めた法律です。

障害支援区分

心身の状態や障がいの特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す６段階の区分のことで、（区分１～６：区分６の人が支援の度合いが高い）区分の認定が必要なサービスと不要なサービス（児童通所や就労支援など）があります。

障害児支援利用計画

障害児通所支援を利用する児童に対して、課題や援助方針を踏まえ、適切なサービスの組み合わせを検討して作成される計画で、受給者証の新規作成や更新、支給量の変更の際に作成が必要になります。

障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

障害児通所支援（児童通所）

児童福祉法に基づくサービスについては、「障害児通所支援」及び「障害児入所支援」があり、障がいのある子どもに対する「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「福祉型障害児入所支援」及び「医療型障害児入所支援」等があります。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービスのことをいいます。

しょうにまんせいとくていしつぺい 小児慢性特定疾病

へいせい ねん がつ にちしこう じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ いりようひじょせい たいしやう
平成27年1月1日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」で医療費助成の対象とな
った疾病です。「慢性に経過する疾病であること」「生命を長期に脅かす疾病であるこ
と」「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること」「長期にわ
たって高額な医療費の負担が続く疾病であること」の全ての要件を満たすもののうちか
ら、厚生労働大臣が定めるもので、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など788
疾病（16疾患群）があります。

じやうほうほしやう 情報保障

しかくしやう しゃ ちやうかくしやう しゃ しょう とう じやうほう え ひと
視覚障がい者や聴覚障がい者などの障がい等によって情報が得られない人に
対して、音声のテキスト化や手話等の代替手段を用いて情報を伝えることで情報を
保障することです。

じりつくねん 自立訓練

じりつ にちじやうせいかつ しゃかいせいかつ いってい きかん しんたいきのう せいかつのうりよく
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力
向上のために必要な訓練を行います。

じりつしえんいりやう 自立支援医療

しんしん しょう じやうたい けいげん はか じりつ にちじやうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために
必要医療をいい「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の3種類があります。

じりつしえんいりやう いくせいりりやう 自立支援医療（育成医療）

しょうがいしゃそうごうしえんほう さだめ こうひふたんいりやう しんたい しょう じどう
障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、身体に障がいのある児童の
健全な育成を図るため、当該障がい児に対して行われる、生活の能力を得るために
必要医療に係る医療費を支給するものです。

じりつしえんいりやう こうせいりりやう 自立支援医療（更生医療）

しょうがいしゃそうごうしえんほう さだめ こうひふたんいりやう しんたいしやう しゃ じりつ しゃかい
障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、身体障がい者の自立と社会
経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対して行われる、更生のた
めに必要医療に係る医療費を支給するものです。

じりつしえんいりやう せいしんつういんいりやう 自立支援医療（精神通院医療）

しょうがいしゃそうごうしえんほう さだめ こうひふたんいりやう せいしんしやう てきせい いりやう
障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、精神障がいの適正な医療の
普及を図るため、精神障がい者に対して、当該精神障がい者が病院または診療所へ
入院することなく行われる精神障がいの医療に係る医療費を支給するものです。

じりつしえんきゅうふ 自立支援給付

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと かん こべつきゅうふ しきゅうけつてい にんてい
障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定または認定を
うけたしょうがいのあるひとが、せいど たいしょう たいしょう たいしょう
受けた障がいのある人が、制度の対 象となるサービスを利用した場合に、要した9割
を基本に公費負担する制度です。

じりつせいかつえんじょ 自立生活援助

ていきてき りようしゃ きょたく ほうもん にちじょうせいかつ かだい かくにん ひつよう じょげん
定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活などでの課題がないか確認し、必要な助言
いりようき かんどう れんらくちようせい おこな ていきてき ほうもん そうだんどう
や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、相談等の
たいおう おこな
対応も行います。

じんこうかんせつ 人工関節

こ かんせつ しつかんせつ かたかんせつ そくかんせつとう きのう びようきとう しょうがいじょうたい
股関節や膝関節、肩関節、足関節等の機能が、けがや病気等によって障害状態となっ
た場合に、かんせつ さいけん さいけん さいけん さいけん さいけん さいけん
関節の再建のためにチタン合金やセラミック、骨セメント等の人工材料を
もち ちかん
用いて置換したものです。

じんこうこうとう 人工喉頭

びようき こうとう うしな ひと せいたい はっせい こんなん ひと はっせい せいたい
けがや病気などにより喉頭を失った人や声帯からの発声が困難な人の発声、声帯を
うしない しょうどうはっせい はっせいとう しょうどう りよう はっせい ひと しょうじちゅう だいう
失い、食道発声やシャント発声等の食道を利用する発声をする人の食事中の代用
はっせいとう りよう はっせいほじょ き ぐ がくかしゅうへん あ しんどう うち なか
発声等として利用される発声補助器具です。器具を顎下周 辺に当てて振動を口の中に
ひび した くち うごき しんどうおん ことば はっせい
響かせ、舌や口の動きで振動音を言葉にすることで発声します。

しんたいしょうがいしやてちょう 身体障害者手帳

しんたいしょうがいしやふくしほう さだ しょう はんてい ひと こうふ てちょう
身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳で、
しょうがいの程度に応じて1～6 級に区分されており、在宅生活の支援、交通費の助成・
わりびき ぜいせいじょう ゆうぐう そ ち かくしゅふくし う しょうめい ひつよう
割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けるための証明として必要とな
ります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

【す】 ストマ装具

ストマは、ギリシャ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄
こう さ しょうぐ しょうかきけい によろけい ちよくちよう ぼうこう
口」を指します。ストマ装具には、消化器系と尿路系があります。直腸や膀胱などの
しつかん じんこうこうもん じんこうぼうこう ぞうせつ さい そうぐ もち はいせつ かんり おこな
疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストマ装具を用いて排泄の管理を行
います。

【せ】 生活介護

つね かいご ひつよう ひと たい しせつ にゅうよく はい しょうじ かいご そうさくてきかつどう
常に介護が必要な人に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの
きかい ていきよう
機会を提供します。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう せいしんほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉手帳）

せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃ ふくし かん ほりつ もと せいしんしょう じょうたい
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると
みと ひと こうふ てちょう しょう おう
認められた人に交付される手帳で、障がいの程度に応じて1～3級に区分されてお
り、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービス
を受けるための証明として必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付
されます。

せいねんこうけんせい いど 成年後見制度

にんちしょう ちてきしょう ひと せいしんしょう ひととう ほんだんのうりよく ふじゅうぶん ひと ざいさん
認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人が、財産
かんり よきよきん かんり いさんぶんかつ しんじょうかんご ふくし りよう いりよう ふくし
管理（預貯金の管理、遺産分割など）や身上監護（福祉サービスの利用や医療・福祉
しせつ にゆうたいしょ けいやく ほりつこうい ほんにん いし
施設の入退所など）についての契約などの法律行為をするときに、本人の意思をでき
る限り活かしながら、権利と財産を守り、支援する制度のことです。

せいねんこうけんせい いどほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業

ちてきしょう せいしんしょう ひと たい せいねんこうけんせい いど りよう よう ひよう ぜんぶ
知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部ま
たは一部助成、法人後見実施のための研修や組織体制の構築、法人後見の適正な活動
のしえんとう おこな せいど
のための支援等を行う制度です。

せいねんこうけんせい いどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

ちてきしょう せいしんしょう ひと たい かていさいばんしょ ちょうちょうもう た せんにん
知的障がいや精神障がいのある人に対し、家庭裁判所で町長申し立てにより選任さ
れた後見人等の報酬を一部助成する制度です。

せきついそくわんしょう 脊椎側弯症

せぼね さゆう わんきょく じょうたい せぼねじたい ともな さゆう
背骨が左右に弯曲した状態のことで、背骨自体のねじれを伴うことがあります。左右
かた たかさ ちがい けんこうこつ とつしゅつ こし たか ひたいしょう きょうかく ろっこつ きょうこつ
の肩の高さの違い、肩甲骨の突出、腰の高さの非対称、胸郭（胸骨・肋骨・胸骨で
かこ たいかん じょうぶ へんけい ろっこつ ようぶ りゅうきとう へんけい しょう そくわん しんこう
囲われた体幹の上部）の変形、肋骨や腰部の隆起等の変形を生じ、側弯が進行すると、
ようはいぶつう しんばいきのう ていか
腰背部痛や心肺機能の低下をきたすこともあります。

セルフケアプラン（セルフプラン）

りようしゃほんにん かぞく しえんしゃ していそうだんしえんじぎょうしゃいがい ひと ふくし りよう
利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の人が、福祉サービスを利用
するため、指定特定相談支援事業所を介さずに作成するサービス等利用計画をいいま
す。

【そ】

そうごうけいかく 総合計画

ぎょうせいうんえい そうごうてき ししん けいかく ちほうじちたい さくてい じちたい すべ けいかく
行政運営の総合的な指針となる計画で、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の
きほん
基本となります。

そうだんしえん 相談支援

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうだんしえん じゅうじつ しょうだんしえん ていぎ きほんそうだん
障害者総合支援法により、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談
しえん ちいきそうだんしえんおよ けいかくそうだんしえん わ きほんそうだんしえんおよ ちいきそうだん
支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられました。基本相談支援及び地域相談
しえん おこな じぎょう いっぱんそうだんしえんじぎょう きほんそうだんしえんおよ けいかくそうだんしえん
支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援
のいずれも行う事業を特定相談支援事業といいます。

【た】 たいいへんかんき 体位変換器（ポジショニングツール）

ねがえ しせいへんかん かいじょ ようい ふくしょうぐ さゆう くうきあつ しゅうきてき
寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にするための福祉用具で、左右の空気圧を周期的に
き か じどうてき たいいへんかん かいじょしや げんり じんりき
切り替えることで自動的に体位変換するエアマットや、介助者がこの原理で人力で
たいいへんかん ぼうじょう いたじょう どうぐ
体位変換するための棒状や板状の道具などがあります。

たししょう 多指症

せんてんてき て あし ゆび ほんいじょう しかん かじょう ゆび こんせきてき つ で
先天的に手または足の指が6本以上となる疾患で、過剰な指が痕跡的に突き出るだけの
ものから、ほね ゆび なか ほね かんぜん ゆび かたち しめ
ものから、骨のないぶらぶらする指のもの、中に骨があり、完全な指の形を示すもの
までひと さまざま
まで人によって様々です。

たんきにゅうしょ 短期入所

じたく かいご おこな ひと びょうき りゆう かいご おこな ばあい
自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合
しょう ひと しょうがいしゃしえんしせつ じどうふくししせつ かんきかんしゅうしょ
に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、
にゅうよく はい しょくじ ひつよう かいご おこな かいごしや
入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとつ
てのレスパイトサービス（きゅうそく やくわり にな
休息）としての役割も担っています。

【ち】 ちいきいこうしえん 地域移行支援

しょうがいしゃしえんしせつとう にゅうしょ しょう ひと せいしんかびょういん にゅういん
障害者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している
せいしんしょう ひと きゅうごしせつ きょうせいしせつとう にゅうしょ ひと
精神障がいのある人、または救護施設や矯正施設等に入所している障がいのある人
じゅうきょ かくほ ちいきせいかついこう そうだん しょう ふくし じぎょうしょうとう どうこう
に、住居の確保や地域生活移行のための相談、障がい福祉サービス事業所等への同行
しえんとう おこな
支援等を行います。

ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター

そうさくてき かつどう せいさんかつどう しゃかい こうりゅうそくしん さまざま かつどう つう しょう
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など様々な活動を通じて、障がいのある
ひと ちいきせいかつ しえん おこな しせつ
人の地域生活の支援を行う施設です。

ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会

ちいきじゅうみん ちいき たよう しゅたい さんかく ひと ひと ひと しげん せだい ぶんや こ
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながる
ことで、じゅうみんひとり ひとりの暮らしと生きがい、ちいき とも
地域を共につくっていく社会のことを
いみ
意味します。

ちいきこそだ しえんきよてん 地域子育て支援拠点

かてい ちいき こそだ きのう ていか こそだ ちゅう おや ことくかん ふたんかん ぞうだいとう
家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に
たいおう
対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

ちいきせいかつ しえんきよてん 地域生活支援拠点

しょう ひと す な ちいき あんしん く しょう ひと
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の
じゅうどか こうれいか おや な あと み す きまざま しえん き め ていきょう たいせい
重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を
こうちく
構築するものです。

ちいきせいかつ しえんじぎょう 地域生活支援事業

しょう ひととう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、
ちいき とくせい りようしゃ じょうきょう おう しちょうそんとう じっし じぎょう
地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村等が実施する事業です。

ちいきていちゃく しえん 地域定着支援

しせつ びょういん たいしよ たいいんご きょたく たんしん どうきよかぞく しえん
施設・病院からの退所・退院後や居宅において単身または同居家族からの支援を
う じょうきょうとう しょう ひと たい じょうじ れんらくたいせい かくほ しょう
受けられない状況等の障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの
とくせい きいん しょう きんきゅうじたいとう かん そうだんしえんとう おこな
特性に起因して生じた緊急事態等に関し相談支援等を行います。

ちいきふくし 地域福祉

ひと こじん そんげん す な たちいき あんしん く
すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる
よう、にちじょうせいかつ なか なん しえん ひつよう ひと みちか ちいき きばん
日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を、身近な地域を基盤として
つつ こ ささ たす あ しく
包み込み、ともに支え、助け合う仕組みのことです。

ちいきふくしけいかく 地域福祉計画

だれ しょう う む せい ねんれい かか す な ちいき あんしん
誰もが「障がいの有無や性、年齢に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して
いき い くら しゃかい きず ちいき ふくし ぐたいてき こうどう
生き生きと暮らせる社会」を築いていくため、地域の福祉ビジョンや具体的な行動を
も こ ふくし そうごうけいかく
盛り込んだ福祉の総合計画です。

ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム

す な じたく ちいき せいかつじょう あんぜん あんしん けんこう かくほ いりよう かいご
住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、
よぼう ふくし ふく きまざま せいかつしえん にちじょうせいかつ ば
予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で
いったいてき ていきょう ちいき たいせい こうちく
一体的に提供できるような地域での体制を構築するものです。

ちいきぼうさいけいかく 地域防災計画

さいがいたいさくきほんほう もと かくちほうじちたい ちょう ぼうさいかいぎ ほか ぼうさい
災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災の
ためにしより ぎょうむ ぐたいてき さだ けいかく
ために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。

ちゅういけっかん たどうせいしょう 注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

「集 中 できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がいです。注意欠陥・多動性障がいの特徴は、通常7歳以前に現われます。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

【て】

でんきしき きゅういんき 電気式たん吸引器

自身の力でたんや唾液等を吐き出すことが困難な人に対して使用し、たん等を吸引する器具です。

てんじき 点字器

点字を描くための道具で点筆、定規、点字板からなります。点字板で紙を挟んで固定し、点筆で紙を裏面から押すことで点字を書きます。

【と】

どうこうえんご 同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に対して、外出時に同行して移動の支援を行います。

どうせきえきか おんき 透析液加温器

人工透析に使用する透析液を適温に加温・保温する器具です。

どうせきちりょう 透析治療

腎臓の機能が低下した場合に、腎臓のかわりに人工腎臓のフィルターを介して、血液から老廃物や余分な水分を取り除く治療です。

どうみゃくけっちゅうさんそほうわどそくていき 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

検知器を指先や耳たぶに装着し、脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度をリアルタイムでモニターする医療機器です。

とくていいりょうひ していなんびょうとくていいりょうひ 特定医療費（指定難病特定医療費）

原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。

とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級

がっこうきょういくほうだい じょう もと しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこうとう しょう じどう
学校教育法第81条に基づき、小学校、中学校、高等学校等に、障がいのある児童
や生徒等、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置くことができる
がっきゅう
学級のことです。

とくべつしえんがっこう 特別支援学校

しょう じどうとう ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう じゅん きょういく う
障がいのある児童等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受ける
こと」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした
がっこう
学校です。

とくべつしえんきょういく 特別支援教育

しょう じどうとう たい ひとり きょういくてき はあく とうがいじどう
障がいのある児童等に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・
生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な
きょういく つう ひつよう しえん おこな
教育を通じて必要な支援を行うことです。

とくべつしえんきょういく 特別支援教育コーディネーター

しょう じどう きょういく たんとう きょういん しょういん ほごしや がいぶ せんもんか
障がいのある児童の教育については、担当する教員、職員、保護者、外部の専門家
とう きょうりよく こ きょういく おう てきせつ きょういく じゅんぴ
等が協力しながら、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが
もとめられています。教育体制を確立するため、すべてのしょう ちゅうがっこう
とくべつしえんきょういく
コーディネーター」を配置し、関係機関との連携教育の体制整備が目指されています。

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当

とくべつじどうふようてあてとう しきゅう かん ほうりつ もと しょう じ ふ ぼ とうがいじどう かんご
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護
するとき等、父母または養育者に支給される手当のことで、しょう たいど
障がいの程度により、
きゅう きゅう くぶん じゅきゅうしかくしや ぜんねん しょうとく いっていいじょう ばあい しきゅう
1級、2級に区分されています。受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給
せいげん
制限があります。

【な】なんびょう 難病

はつびょう きこう あき ちりょうほうほう かくりつ きしょう しつぺい
発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、
とうがいしつぺい ちょうき りょうよう ひつよう
当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。

【に】にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

にんちしょう ちてきしょう ひと せいしんしょう ひと はんだんのうりよく ふじゅうぶん ひと ちいき
認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域
において自立した生活を営むことを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な
きんせんかんり かん えんじょう おこな じぎょう
金銭管理に関する援助等を行う事業です。

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業

しょうがいひとたいじりつにちじょうせいかつしえんようぐきゅうふたいよ
障害のある人に対して、自立した日常生活を支援する用具を給付・貸与することにより、
にちじょうせいかつべんぎはかしゃかいさんかじりつうなが
日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促します。

にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス

せいかつかいごじりつくんれんきのうくんれんせいかつくんれんしゅうろういこうしえんしゅうろうけいぞくしえんりょうようかいご
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、
たんきにゅうしょうりょうしやにっちゅういばしよかつどうばていきょうしょうがいふくしそしょう
短期入所等、利用者に日中の居場所や活動の場を提供する障害福祉サービスの総称
です。

【ね】ネブライザー（吸入器）

えきたいやくざいきりじょうふんむやくざいけいこうきゅうにゅうきぐ
液体の薬剤を霧状にし、噴霧することで薬剤を経口吸入するための器具です。

ねんれい くぶんべつじんこう 年齢3区分別人口

ねんしょうじんこうさいせいさんねんれいじんこうさいこうれいしゃじんこうさいいじょうくぶん
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分
で分けられる人口のことを意味します。

【は】発達障害（発達障がい）

はったつしょうがい はったつしょう
はったつしょうがいしゃしえんほうじへいしょうしょうこうぐんたこうはんせい はったつしょうがい がくしゅう
発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習
しょうがいちゅういけつかんたどうせいしょうがいたるいのうきのうしょうがいしょうじょう
障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が
つうじょうていねんれいはつげんせいれいさだていぎ
通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

バリアフリー

しょうひとぶつりてきしょうへきくわせいどてきしんりてき
障がいのある人のための物理的な障壁に加え、制度的なバリアフリー、心理的なバリ
アフリー、じょうほうしょうしょうしやとませいかつぜんばんかんれんしょうへき
情報のバリアフリーなど障がい者を取り巻く生活全般に関連する障壁を
なくすことです。

【ひ】ピアサポーター

おなじもんだいかかひとあつじょうきょうじぶんたいけんこうどう
ピアサポート（同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、
かんがひろうたがかたあささおこなひと
考えなどを披露し、お互いに語り合うことにより支えあうこと）を行う人のことです。

PDCAサイクル

りやくごせいさんひんしつかんりえんかつ
Plan、Do、Check、Actionの略語で、生産・品質などの管理を円滑に
すすめるためのぎょうむかんりしゅほうぎょうむけいかくたけいかくもと
進めるための業務管理手法のひとつ。業務の計画（Plan）を立て、計画に基づいて
ぎょうむじっこうじっこうぎょうむひょうかかいぜん
業務を実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）
ひつようぶぶんけんとうつぎけいかくさくていやくだ
が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てることです。

【ふ】

福祉的就 労

いっばんきぎょう しゅうろう こんなん しょう ひと ふくししせつとう じりつ ひつよう さぎょうくんれん
一般企業での就 労が困難な 障 がいのある人が福祉施設等で自立に必要な作業訓練を
おこな かつどう とお しゃかいさんか はか
行い、活動などを通して社会参加を図ることです。

【へ】

ヘルプマーク

えんじょ はいりょ ひつよう がいけん わ ひと ぎそく じんこうかんせつ しょう
援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人(義足や人工関節を使用して
いる人、内部障 害や難 病の人等) が、援助や配慮が必要な事を周囲に知らせることで、
えんじょ え さくせい
援助を得やすくなるように作成したマークのことです。

【ほ】

保育所等訪問支援

しえん ひつよう じどう ほんにん たい た じどう しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき
支援が必要な児童本人に対して、他の児童との集 団生活への適応のための専門的な
しえん おこな とうがいしせつ しよくいん たい えんじょ はいりょ ひつよう こと しゅうい し
支援を行 うとともに、当該施設の職 員に対して 障 がいのある児童の特性に応じた
しえん ないよう かか かた じよげんとう おこな
支援内容や関わり方についての助言等を行います。

放課後等デイサービス

がっこう しゅうがく しえん ひつよう じどう たい じゅぎょう しゅうりょうご なつやす とう
学校に就 学している支援が必要な児童に対して、授 業の終了後または夏休み等の
ちようききゅうかちゅう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅう そくしんとう ひつよう
長期休暇中に、生活能力の向 上のために必要な訓練や社会との交 流の促進等に必要な
しえん
な支援を行います。

法人後見

しんぞくこうけんにん だいさんしゃこうけんにん ほか てきせつ しえんしゃ え ばあい しゃかいふくしきょう
「親族後见人」「第三者後见人」など、他に適切な支援者が得られない場合、社会福祉協
ぎかい ほうじん せいねんこうけん ほ さ ほじょ にん
議会などの法人が「成年後見（保佐・補助）人」になることをいいます。

訪問系サービス

きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障 害者等包括支援
など、在宅の障 がい者が利用する 障 害福祉サービスの総 称です。

保健福祉圏域

ほっかいどう しょう しゃしさく せつきよくてき すいしん はか しちょうそん じんこう き ぼ かくしゅ
北海道における 障 がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種
しさく ないようとう おう こういきてき ちょうせい ほけんふくしけんいき くぶん せつてい
施策の内容等に応じた広域的な調 整をし、「保健福祉圏域」を21 区分に設定しました。
みなみみやまけんいき えさしちょう かみのくにちょう あつさぶちょう おとべちょう おくしりちょう
（南檜山圏域：江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥 尻 町）

補 装 具

しんたい しょう ひと しんたいきのう ほかん だいたい ちょうきかん わた けいぞく
身体に 障 がいのある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間に渡り継続
して使用されるものなどをいいます。（義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、
がんきょう ほちょうき くるま ほ こうき じゅうどしろう しゃようい しでんたつそうち
眼 鏡、補聴器、車 いす、歩 行器、重度障 がい者用意思伝達装置など）

補装具費の支給

補装具を必要とする身体に障がいのある人に対して、補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費を支給します。

【も】 盲人用時計（視覚障害者対応時計）

音声または指の触覚だけで時刻がわかるようにした時計です。

モニタリング

障がい福祉サービス利用者の満足度や新たなニーズの調査や分析、点検をすることです。利用者の状況に応じて、モニタリングを実施する期間を定めます。

【ゆ】 ユニバーサル社会

年齢・性別・障害・文化・国等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮しながら元気に活動できる社会をいいます。

【よ】 養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校です。特別支援学校とも言われています。

【ら】 ライフステージ（ライフサイクル）

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことです。「乳幼児期」「児童期」「青年期」「成人期」「高齢期」に分けられます。

【り】 理解促進・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を地域住民向けに実施し、共生社会の実現を図っていく事業です。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、地域において障がいのある人の自立と社会参加を目的としたノーマライゼーションを目指します。

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

療育手帳

知的障がいのある人に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所または知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定します。障がいの程度が重度の場合は「A」、それ以外の場合は「B」と表示されます。

療養介護

医療に必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や支援をします。

【れ】 レスパイト（レスパイトケア）

障がいのある人の家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助をいいます。

江差町 江差 えさし

だい き えさしちょうしょう ふくし
第1期江差町 障がい福祉プラン

れい わ ねん ねん がつ
令和6年（2024年）3月

はっこう えさしちょう
発行 江差町

へんしゅう えさしちょうちやうみんふくしか
編集 江差町町民福祉課

〒043-8560

ほっかいどうひやまぐんえさしちょうあざなかうたちやう ばん ち
北海道檜山郡江差町字中歌町193番地 1

TEL 0139-52-6720 FAX 0139-52-5666